平成21年第１回太良町議会（定例会第１回）会議録（第６日）

<table>
<tr><td>招集年月日</td><td colspan="8">平成21年３月６日</td></tr>
<tr><td>招集の場所</td><td colspan="8">太良町議会議場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開閉会日時及び宣告</td><td>開議</td><td colspan="3">平成21年３月17日　9時29分</td><td>議長</td><td colspan="3">坂口久信</td></tr>
<tr><td>散会</td><td colspan="3">平成21年３月17日　14時55分</td><td>議長</td><td colspan="3">坂口久信</td></tr>
<tr><td rowspan="7">応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員
出席12名
欠席０名</td><td>議席番号</td><td colspan="2">氏名</td><td>出席等の別</td><td>議席番号</td><td colspan="2">氏名</td><td>出席等の別</td></tr>
<tr><td>１番</td><td colspan="2">所賀　廣</td><td>出</td><td>７番</td><td colspan="2">見陣拳幸</td><td>出</td></tr>
<tr><td>２番</td><td colspan="2">山口　嚴</td><td>出</td><td>８番</td><td colspan="2">久保繁幸</td><td>出</td></tr>
<tr><td>３番</td><td colspan="2">平古場公子</td><td>出</td><td>９番</td><td colspan="2">末次利男</td><td>出</td></tr>
<tr><td>４番</td><td colspan="2">坂口久信</td><td>出</td><td>10番</td><td colspan="2">山口光章</td><td>出</td></tr>
<tr><td>５番</td><td colspan="2">牟田則雄</td><td>出</td><td>11番</td><td colspan="2">下平力人</td><td>出</td></tr>
<tr><td>６番</td><td colspan="2">川下武則</td><td>出</td><td>12番</td><td colspan="2">木下繁義</td><td>出</td></tr>
<tr><td>会議録署名議員</td><td>３番</td><td colspan="2">平古場公子</td><td>５番</td><td colspan="2">牟田則雄</td><td>６番</td><td>川下武則</td></tr>
<tr><td>職務のため議場に出席した者の職氏名</td><td colspan="3">（事務局長）
松本　太</td><td colspan="3">（書記）
針長俊英</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名</td><td colspan="2">町長</td><td colspan="2">岩島正昭</td><td colspan="2">農林水産課長</td><td colspan="2">高田由夫</td></tr>
<tr><td colspan="2">副町長</td><td colspan="2">永淵孝幸</td><td colspan="2">税務課長</td><td colspan="2">桑原達彦</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育長</td><td colspan="2">陣内碩拳</td><td colspan="2">建設課長</td><td colspan="2">川崎義秋</td></tr>
<tr><td colspan="2">総務課長</td><td colspan="2">岡　靖則</td><td colspan="2">会計管理者</td><td colspan="2">坂本　豊</td></tr>
<tr><td colspan="2">企画商工課長</td><td colspan="2">佐藤慎一</td><td colspan="2">農業委員会事務局長</td><td colspan="2">藤木　修</td></tr>
<tr><td colspan="2">財政課長</td><td colspan="2">大串君義</td><td colspan="2">学校教育課長</td><td colspan="2">川瀬勝芳</td></tr>
<tr><td colspan="2">町民福祉課長</td><td colspan="2">新宮善一郎</td><td colspan="2">社会教育課長</td><td colspan="2">寺田恵子</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康増進課長</td><td colspan="2">江口　司</td><td colspan="2">太良病院事務長</td><td colspan="2">毎原哲也</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境水道課長</td><td colspan="2">土井秀文</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>議事日程</td><td colspan="8">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>会議に付した事件</td><td colspan="8">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>会議の経過</td><td colspan="8">別紙のとおり</td></tr>
</table>

平成21年３月17日（火）議事日程

開　議（午前９時30分）

日程第１　　議案第19号　平成21年度太良町一般会計予算について

午前９時29分　開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第１　議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第１．議案第19号　平成21年度太良町一般会計予算についての議事を継続いたします。

３月16日、本会議５日目に引き続き、平成21年度太良町一般会計予算についてを審議いたします。

それでは、歳出の５款．労働費、108ページから、第７款．商工費、129ページまでの審議に入ります。

発言する場合は、予算書並び主要事業一覧表のページ番号を言ってから質疑を願います。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

113ページの自然休養村管理センター費の中で5,755千円、自然休養村管理センター指定管理委託料。これはどういった、指定管理者制度というのも、私はちょっとだけわかりにくい面が数多くあるんですけれども、この内容的な説明をお願いいたします。

要するに、自然休養村ということは、宿泊施設とか、かれこれあるわけですよね。そういうふうな申し込みとか、そういった場合には、この指定管理者に連絡をして、届け出を出してお借りしたりするわけですかね。農林課としては一切関知しないというようなことになっておるわけですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

指定管理者の運営につきましては、農林水産課のほうから公民館のほうに管理を委託いたしております。今のところはですね。

それで、今回、21年度から指定管理者制度になりまして、スポーツ施設等と一緒に自然休養村管理センターにつきましても指定管理者に委託するということで、前回の議会で議決をいただいておるところでございます。

それで、申し込みを今後はどのようになるのかという御質問でございますけれども、それにつきましては、指定管理者のほうに申し込みをしていただくということになります。

○10番（山口光章君）

そこら辺が不便な面が出てくるんじゃないかと思うわけですよ。今までは公民館のほうにいろいろ届け出を出して申し込んで、部屋を借りたりしよったんですけれども、要するに、太良美装さんに、個人の家に皆さん連絡をとるわけですか。公民館の受付の窓口の効果が、みんながやっぱり公民館に行って、親しみのある行きやすい公民館なのに、個人的にあれするわけですか。だからといってね、やはりサービス的な面も欠けてくるんじゃないかと思うわけですよね、実際。今までは接遇のほうもよかったでしょう。申し込むときには公民館の対応もよかったですよ。しかし、これは指定管理者制になったときには、いろいろ不手際が出てくるんじゃないかということが心配なんですけど、そこら辺をちょっと説明してください。

○農林水産課長（高田由夫君）

事前の打ち合わせの中で、今議員御指摘のとおり、今までは公民館のほうで受け付けをしておりましたので、21年度から管理センターも指定管理者の受け付けになるということで、ただ、スポーツの施設につきましても十数施設ありますので、すぐに指定管理者がスムーズにできるというようなこと、今議員言われたとおり、ふなれな点でいろいろ出てくるかというような危惧もございますので、公民館のほうも、１年ぐらいとは言いませんけれども、なれるまでは、一緒といいますか、業務がスムーズにいくようなことで、指定管理ができるようにスムーズに移行するようなことで話をしているところでございます。

詳しくは公民館のほうからあると思いますけど、そういうような状況でございます。

以上です。

○社会教育課長（寺田恵子君）

私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

先ほど、受け付けの件とか言われていましたけれども、今回、太良美装さんが休養村を含めて体育施設の指定管理者をしていただきますが、受け付けの件については、Ｂ＆Ｇ体育館の事務所がございますけれども、そちらのほうに管理事務所として事務所を構えて、なるだけ利用者の方と顔を合わせながら、利用しやすいようにということで配慮をしてもらっておりますので、その点については、私どもといろいろ話をしながら、今まで以上のサービスをしていただけるようにお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そういった対応が欠けた場合、やっぱり町民サイドから、こりゃ、公民館のほうがよかったばいと、指定管理者制度にしたら、何かこりゃ、あいたいというような苦情が出ないとも

限らんわけですよ。

実際、自然休養村の小使いさん（206ページで訂正）の方とか、やっぱり踊りの方々が言われるけれども、非常にぶすっとして対応の悪かとか、ひどう言いんさっとかいうような声を聞くわけですよね。そういうふうにならないようにね、あくまでも今までどおりの対応をできる限りしていただきたいと、そのように思っております。

○社会教育課長（寺田恵子君）

山口議員おっしゃるとおり、そういうふうにサービスの低下とかいうふうになったら、指定管理をした意味もなくなりますので、そういうことはうちのほうで指導しながらとか、それから、太良美装さんのほうにも、そういうのを心構えをしていただきながら、サービス向上には努めていただきたいというふうに考えております。

○２番（山口　嚴君）

指定管理者の続きです。

981千円の減ということで、これは大変いいことかと思いますが、前年対比ですね、7,136千円、この数字を前年度から拾い上げても、私の勉強不足と思いますけど、どうしてもこの数字にならない。この数字の項をある程度まとめたのを表で一遍出してもらいたいと思うんですけれども、大丈夫ですか。今わかりますか。7,136千円。ということは、前年対比での中ですけれども。わからなかったら後ほどでもいいけど、出してもらいたいと思いますが。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

7,136千円の内訳ということでございます。

まず、人件費のほうに4,359千円。これは前年度の予算ですけれども、よろしいでしょうか。それから、需要費1,925千円、役務費52千円、委託料746千円、使用料及び賃借料52千円。

以上でございます。

○２番（山口　嚴君）

ということは、人件費が相当入っておりますけど、この人件費ですね、ある程度の、どういう関係に何人おられたかというのはわかりますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

植樹の管理に１名、清掃に１名、それから、施設の管理に１名の３名分でございます。

○２番（山口　嚴君）

今、３名ということで、このかかわっている、私の感じではえらい少ないなと思うんですけれども、この人件費ですね。そしたら、全部この人たちが面接、あるいはこうしながら採用するということですか。幾らか町の採用に対しては、今まで経験しているから、この人を使ってください、そういう考えで採用するのか、その辺の答弁をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

運営に関しましては、指定管理者のほうに委託するということでございますので、その中で指定管理者のほうでどうされるかということになりますので、役場としては委託するということになります。

○２番（山口　嚴君）

ということは、今、山口議員の質問の中にもあったように、やはり、そしたら自分たちがいいとしたら、今まで町が長年行ってきた運営の仕方、この人に委託した場合の運営の仕方、全く変わるという考えもあるわけですよ。そうした場合は、やはり幾らか経験者を残して、美装さんも１年、２年したら自分のある程度のモチベーションというか、わかると思いますから、そういう指導の仕方で、このたび１年間はやってもらったが、町民にもいろいろと無理も来ないかなと、こう思うんですけれども、再度その考えを。

○町長（岩島正昭君）

じゃ、私のほうから御説明申し上げます。

確かに、議員各位おっしゃるとおりに、もう今まで清掃だろうが、特に温水プールとか、ああいうふうなことで指導者ががらっとかわってしまった場合に、今までの流れが全然変わってしまうということで、指定管理者になった人の権限でということで尊重せにゃいかんですけれども、ある程度軌道に乗るまでは、というのは１年ないし２年ぐらいは、極力今の方を採用していただくというふうなことで、役場のほうからのお願いという形になりますけれども、そこら付近は町から、できるだけ採用してくださいというふうなお願いはしてみたいと思います。

以上です。

○11番（下平力人君）

今、町長の説明で大体わかりますけれども、これが指定管理者ということになって、いわゆる官から民に移っていくという内容は、とにかく管理者が責任を持ってやっていくということでございますけど、やはりどの程度ですね、いわゆるこれは程度の問題になってくると思いますので、このぐらいでよかろうという、はかりにかけられない部分が相当出てくると思うわけですよ。

ですから、これを町長が今おっしゃるように、やっぱり何年かは指導をしながらやっていくのがいいんじゃなかろうかと思うし、それから、この管理者の方も、いわゆる一職場として事務所を設けるという話が出ておりましたけれども、そういうふうにして、やはり関係者と密に顔を合わせながら、また要望等を聞きながらやっていかんと、結果としてよかったなという結果にならないのじゃなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

先ほど、あと追加ですけれども、結局、指定管理者にしたばっかりに、今まで町が直営で

しよったよりはサービスも落ちるというふうなことはあっちゃいかんわけですよ。指定管理者にお任せしたけん、あとは町は全然ノータッチと。だから、極力、そこら付近は町民の皆さんたちから苦情というのは真っすぐ町のほうに、例えば、自然休養村のほうに、公民館のほうに来ると思います。だから、そこら辺の内部チェック、いわゆる、こうこうこうでサービスが落ちよるというようなことであれば、やっぱり町も、こうこうこうだから、もう少し改善をしてくださいというふうな内部の突っ込みというのは、それはもう当然せにゃいかんじゃろうと思います。

それと、事務所につきましては、やっぱり個人の家で、光章議員の質問じゃなかですけど、どけ連絡すっぎよかつかいということですから、できるだけ施設の周辺、館長が言いましたとおり、Ｂ＆Ｇの体育館の入り口とか、あるいは、どうしてもでけん場合は、公民館の部屋の中の隅の方ばちょっとお借りするか、今のところ、Ｂ＆Ｇの体育館と言いよるですけどね。そこら付近にせにゃ、連絡先がどけ行くじゃいわからんというちゃ、話にならんけんですね。

以上でございます。

○12番（木下繁義君）

121ページの13の委託料ですけど、健康の森の状況ですね。３年ぐらい、入園者といいますか、利用者の状況を求めたいと思います。

それから、122ページの13の委託料、ガザミ蓄養試験委託料ですけど、これの今までの結果と、今後の方針等、わかったら教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

先に、２点目のガザミ畜養の結果から申し上げます。

ガザミ畜養につきましては、20年度で２年目を迎えまして、結果的に、へい死率が20％未満ということでございまして、商品にできる生残率もよく、それから、味等につきましても、旅館組合の方に試食をしていただいた結果では、いけるんではないかというような評価はいただいております。

それで、今後の方針ということでございますけれども、これが３年間試験をいたすようにしておりましたので、21年度につきましてが、もう３年目でございます。それで、まだ試験をしながら、今度は実施に向けた検討を21年度についてはやっていきたいと、このように考えております。

もう１点の、健康の森の入場者数でございますけれども、ちょっと資料が今ありませんので、後だって御報告いたします。

○12番（木下繁義君）

今、ガザミの状況を報告していただいたわけですけど、このガザミの畜養に対して、数量もある程度限度があろうかと思いますが、今の試験の状況でどのくらいまでの数量が可能か、その辺がおわかりであったら答弁をしてもらいたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

こちらからお尋ねです。

ガザミの数量といいますと、畜養するための規模というようなことで……（「そうそう。どのくらいの数量まで可能か、その辺をちょっとおわかりであったら」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、施設の規模等のことの根拠になりますところで、今、この21年度で十分詰めたいというようなことで考えております。

○５番（牟田則雄君）

114ページの19の一番下、死亡獣畜処理対策事業費補助金、これは何をどうするための補助金か、ちょっと何か内容的なことを説明してください。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

死亡獣畜処理対策事業費補助金の内容ということでございます。

町内に、畜産の中でも牛、それから豚おりますけれども、これが死亡した場合に、処理施設が町内はもちろん県内にもございませんので、例えば、諫早の処理施設に畜産農家の方が持っていくわけですよ。そういう場合の処理の運搬費相当分の補助というようなことで、県のほうから３分の１というようなことで、そういう死亡獣畜の処理の運搬費に対する補助でございます。

○５番（牟田則雄君）

この獣という、けものが一つ入っていますので、私が聞きたいのは、今、広域農道あたりでもタヌキの死骸とか犬の死骸が相当目について、何回か役場のほうに私も連絡をしたんですが、そういうことも入っておるか。けものが入っているのを見て、もし、そういうとの入っておるなら、もっと連絡先等々を住民あたりにも知らせてしないと、これはもうカラスとかなんとかで相当、特に広域農道あたりはタヌキあたりの出没が多うして、しょっちゅう死んだあれを目につくわけですよ。そいけん、そういうとの片づけとかなんとかも入っておるのか。そして、入っておるとすれば、やっぱり目についた人がすぐ連絡をできるように、どこに連絡してくださいというような広報あたりも、もう少し徹底してやってほしいなという気持ちがちょっとありましたので、質問しております。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

県のほうに申請する段階で、牛、豚ということで、ただいま申請しておりますので、議員お尋ねのタヌキ、そのほかについては確認いたしたいと思います。

○５番（牟田則雄君）

それは何か、土木業者さんか何か、そういう人たちに委託してどうのこうのということで、ちょっと正式には聞いておりませんが、そういうこともされておったということをちょっと

耳にしておりましたので、そういう対策費もこの中に入っておるのかどうかということを思いましたので、ちょっと質問しておるとですよ。

そいけん、あれも業者さんたちにお願いするにしても、ただでああいうとを片づけてというとは、それはお願いもされんやろうけん、そういうとを、やっぱりあれはそのまま片づけんでというならば、相当汚い思いして、みんながあの道路を通るわけですね。そいけん、ああいうのも、はっきりと町で対処してもらうような何か対策をしてもらわんと、民間ではなかなかやりにくい。やっても、ただでという、そこまでボランティア精神がある人ばかりならいいんですが、やっぱりそこら辺は町が対策として何かはっきりとやってほしいんですが。

○農林水産課長（高田由夫君）

114ページに掲げております死亡獣畜ということでは、畜産農家の分でございますので、今言われた件については、この事業では対象にならないというようなことで考えています。

それから、先ほど答弁を後で報告いたしますと言っておりました健康の森公園の来園者の数字でございますけれども、19年度と20年度で、20年度が2,999人でございます。それから、19年度につきましては2,536人でございます。

以上、御報告します。

○議長（坂口久信君）

牟田君の、タヌキとかなんとかの処理はどういうあればすればよかかということを聞きよらすとやっけんがさ。

○町長（岩島正昭君）

今、土木業者云々と牟田議員おっしゃったですけど、国県道については、やっぱり県道の維持管理者。結局、１年間、除草から何からしよる維持管理者に通報してくださいというふうなことになっております。

今お尋ねの広域農道につきましては、太良町が21年度で供用開始になって、22年度、全面オープンになりますけれども、広域農道が開通しますと、今度は市町村に譲渡されますから、その分については町が何とか考えにゃいかんじゃろうと思います。今のところ、まだ工事期間中で供用開始になっておりませんから、県の管轄になっております。今後、農林事務所にも、そこら付近をちょっと申し入れはしていきたいと。まだ、工事期間中ですからですね。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

実は、町道とかなんかで死んでおった場合、例えば、猫とかなんかも結構見かけるわけですけど、そういったときは、今でも太良クリーンセンターがごみの収集とかに回る折に、そういったところを見かけたり、そして、そういった状況のときは、ごみ袋をちょっと持っておられて、それに拾って、ボランティアですけれども、そういった形で処理をしていただいていることもあります。

以上です。

○８番（久保繁幸君）

先ほど、木下議員からお尋ねでありました122ページのガザミの件、へい死率が20％、あとの商品が旅館組合から評価がよかったというのを言われましたんですが、昨日現在、各旅館に希望者があれば購入してくださいということを言っております。しかし、１件も購入依頼があっておりません。

というのも、やはり現時点、畜養を出しておられますが、天然のものがどんどん上がっております。だから、前からでも申しましたが、この天然が出る前に、やはり畜養いただく、今年度また計画していただくんですが、その前に販売をされるような計画でおっていただかないと、やっぱり天然と畜養ものとしたら、味も何でも、色とかなんとかもころっと違うですよね。そういうのがありますので、生存率80％ですが、評価はよかったというのは、私自体、昨年度からしたら評価は余りよろしくなかったと思います。

また、外のところにノリがついたりなんたりしたりも、今後の研究課題と思うんですが、また、ことしは外にノリがついておったですね。その辺のところの計画の予定ですが、そこのほうをどういうふうな感じでノリがつくのかつかないのか、その辺の研究も十分にやっていただかないと、商品価値はないと思うんですよ。

それで、先日、私に漁協から相談がありましたので、この前の土曜日まで、みんなぶっ込みの2,500円で販売をいかがですかと、一応それでいいから、みんなファクスを送れといってから各旅館に送らせました。しかし、希望者がありませんでした。そしてまた、きのう、単価1,800円まで落として、いいのばかり選ってじゃなくて、全部ぶっ込みの値段の1,800円で販売を、購入される方はということでやっておりますが、これも１件もありません。

だから、そういう状態でしたので、私はきのう、ちょっと仁義で買わにゃいかんじゃろうと50キロ注文はしたんですが、そういう状態ですので、今後は天然が出る前に販売の促進を早くしていただければと思っておりますので、よろしくお願いしますが、そういうことを御考慮いただければと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、試食をいたしました時期がもう既に遅く、それに畜養いたしておりましたガザミの販売につきましては、今回はもう３月に入り、天然も出るというようなことで、そういうお話がございましたので、今回につきましては余り販売がよくなかったということでございます。

ただ、この畜養の当初の目的は、議員御指摘のとおり、天然が出る前の、正月から冬場のカニがまだ動かない、漁獲が少ない時期に販売できないかという当初の目的もございますので、なるだけ早い時期に、正月前後からの販売を今後も目指したいと思っております。

○８番（久保繁幸君）

そしたらば、今年度の試験の結果はもう出ましたか。

○農林水産課長（高田由夫君）

県の水産センターのほうに依頼しておりますが、まだ結果がこちらのほうまで届いておりません。結果が届きましたら、例年どおり、かに旅館組合の方々に御報告いたしたいと思います。

○７番（見陣恭幸君）

109ページの農業委員会費、節の８番、報償費で、昨年は標準小作料改訂審議会委員報償金というのが載っているんですけど、ことしはちょっと載っていないんですけど、この改訂審議会というのは解散になったのか、その理由を。

そして、110ページの節の19番、太良町家族協定、ちょっと減っているんですけど、ただ単に人数が減っているのか、ただ単に補助金を減らしたのか、そこら辺をちょっと質問します。

○農業委員会事務局長（藤木　修君）

お答えいたします。

小作料審議会につきましては、３年ごとの開催になっておりますので、20年度に予算を組みまして、21年度はございません。その分の差でございます。

それから、家族協定協議会に対する補助金でございますけれども、これも行革プランの一環として毎年10％ずつ削減させていただいた結果でございます。

以上です。

○７番（見陣恭幸君）

そしたら、この小作料の改訂は、３年はこのまま据え置きということですね。

そして、家族協定の活動の内容ですけど、主な内容はどういう活動をされていますか。

○農業委員会事務局長（藤木　修君）

年数回の役員会を開かれて、その中で年間の行事予定を決められます。それで、年に三、四回程度、研修会なり視察研修等を行われて、家族協定協議会の加入者の方々の意識の高揚等に努められている次第でございます。

以上です。

○７番（見陣恭幸君）

家族協定って、昨年で119世帯いらっしゃると聞いたと思うんですけど、研修費でこれだけの人数でこれだけの金額で賄えるんですかね。

○農業委員会事務局長（藤木　修君）

家族協定協議会の事業費のすべてについて補助しているわけではございませんで、研修等を行われる場合は、それぞれの参加者の方が自己負担金を徴収して行われております。

○10番（山口光章君）

主要事業一覧表の連番の37ですね、キャトルブリーディングステーション運営検討会活動費、これが上がっておりますけれども、年々、我が町の畜産のほうも厳しくなる一方だと、そのように伺っておりますけれども、これをやる気のある方が一生懸命励んでやっている方もおられます。そこで、町としてのこの事業に対しての将来的な取り組み方はどういったものかと、それが１点と。

それから、125ページですね。商工総務費の中での節の19の負担金補助及び交付金の中で、廃止路線代替バスの運行費補助金が4,325千円と、昨年までは3,862千円で、ことしは463千円ほどアップしております。これはどういった理由で、運行費の中でも、やっぱり燃料が上がったとか、また、例えば、路線が変更になったとか、コースが変わったとかというようなことが考えられますけれども、463千円ですか、これぐらい上がったということに対して質問をいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

主要事業のキャトルブリーディングの件につきましてでございますが、町の取り組み方ということで御質問があったと思います。

それで、今、町ではキャトルブリーディングをつくった場合、まず、農協さんのほうでの運営はいかがなものかというようなことでの農協の問い合わせをいたし、それについては、農協さんのほうでは、ＪＡさんのほうではちょっと運営が難しいというようなことで、そういう御回答がございましたので、町としましては、今後どのような方法でいくかということで、その運営母体についての検討を今いたしているところでございます。

以上です。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

廃止路線バスについては、議員御指摘のとおり、一応、赤字というのが、損益というのがかなり出ておりまして、昨年、バス会社の場合は全国統一的に決算が10月１日から９月30日までということになっておりますので、その決算に基づいて、若干、どういうふうな形で損益が出ているのかと申しますと、まず経常収益ということで、バスの運行に伴って収益が赤字、代替路線バスの場合、３路線ありますけれども、３路線の合計で収益が825千円、それに対して経常費用というか、人件費、先ほど御指摘になられた原油、燃料代等含めまして、その辺の経費の計が6,233千円ということで、差し引き5,000千円程度の赤字が出ていると。それを県、町、それと事業者負担ということで出しております。

損益の、去年から一応事業所のほうで、この廃止路線代替バスの市町の負担、これは鹿島市と協議もしておりますけれども、従来、損益の２分の１を負担しておりましたけれども、

それじゃ、到底もうやっていけないということで、一応鹿島市さんとも協調いたしまして、その補助を３分の２に上げたという実態もございます。

今回は、多少は議員御指摘の燃料費の高騰も上げられますけれども、やっぱり収益も落ちているという状況でございますので、この辺の運行に関しては、かなり厳しい経営状態になっているというのが実態でございます。

○10番（山口光章君）

キャトルブリーディングステーションの運営につきまして、農協がちょっと母体とはなり切らんと。できない可能性が高いわけでしょう、実際ですね。だから、今、母体を検討している、検討していると言いますけれども、私が聞きたいのは、町の、おたくらの将来的な取り組みはどのようにするのか。農協がどうのこうのちゃ言いよらんとですよ。

要するに、そういうふうな母体を検討中とかなんとか言いましたがね、この事業を一生懸命やろうやろうとしている方々は心細いはずですよね。将来的に、しり切れトンボにならんとも限らんわけですよ。だから、町としてはどのような取り組み方をしていってみようかなというふうな、それはないんですかね。ちょっと言えば将来像ですよ。そういう人たちのためにですね。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

確かに、議員が言われるように、畜産農家の方も、特に若いグループは、こういう施設でやりたいというふうな希望を持っておられるのは事実です。それで、これを当初は町営というふうなことで考えて、ＪＲ振興策にも乗せていたわけですけれども、やっぱり町営でやっていく以上は赤字を出しちゃ、元も子もないわけですから、つくるのは仮に町がつくったにしても、運営そのものはやはり民のほうで、今は指定管理者と言っておりますけれども、やはり民のほうでやってもらいたいというふうなことで、ＪＡのほうに話を持ちかけておったところ、今課長が言うように、ＪＡ本体ではやっぱり受け切らんというようなことがございまして、町内でも和牛改良組合等、一生懸命になっているグループもいらっしゃいますので、そういった方が、じゃ、本当に運営できるような母体をつくってできるのかというところまで今詰めて、実は話を煮詰めている段階です。

ですから、仮に施設をつくった後の、赤字になったけん、また町に何とかという、そういうあれがあっても困るわけですので、やはり、つくって運営をしていただく以上は、黒字を出して運営していかにゃいかんと、自分たちの利益の中で運営していかにゃいかんというようなことでございますので、そこまで話を煮詰めたとき、まだ運営母体というのが出てこなくて、町も、そういう母体ができないのに、その事業に取り組むというのは今不安なところもございまして、協議をしているというふうな段階でございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

　そういった、今のところは不安定といいますかね、そういうふうな状況だと思いますけれども、この事業は果たして太良町の畜産界にとって合うか、合わないかですね。私どもも研修に行って、いろいろなところを見学してまいりましたけれども、本当にこれがごく一部の方々がそういうふうな事業を推進してやっていこうと思うのに、建て前と本音とありますけれども、本音としては本当に太良町に合った事業なのか。要するに、頭数の関係もあるし、事業の内容的なものもありますけれども、本当に太良町のあれでキャトルステーションが成り立っていくのかというのが、私はちょっと考えものと思っておるわけですよ。

　執行部のほうは、どのようにお考えですか。言うてしまえば、そりゃ、だめばいとなれば、ちょっと肩すかしになりますけれども、どのような考え方ですか。

○副町長（永淵孝幸君）

　お答えします。

　今、議員が言われるように、実は、この計画上で黒字になるような計画になっておるわけですね。しかし、果たして本当にこれでいけるのかと煮詰めていったとき、県の本体のほうも、黒字になれば、じゃ、母体になりますよと即言ってくれると思うわけですよ。しかし、そこを言わんというところは、何かやっぱり二の足を踏んでいる分は、そういった運営をしていく上で、本当に黒字になるのかなという不安を持っているんじゃないかというふうな気持ちもするわけですね。

　ですから、我々町としても、そういった施設を仮に、農家の方の何名かがやりたいと言ってきても、つくってもらえば、自分たちが後はやりますからという、そういう意気込みがあればいいわけですけれども、まだそこまでなっていないもんですから、踏み切らんでおるというのが事実です。そういったことです。（「関連」と呼ぶ者あり）

○２番（山口　嚴君）

　キャトルステーションに対して、ちょっと私の考えを述べたいと思います。

　実は、私たちも何カ所か、キャトルステーション視察等行きました。山口委員長とも岡山県の矢掛町、そしてまた、私たち、ＪＡでも綾町、五島、壱岐、行ったわけですけれども、やはり運営がきれいにいっているというところは、私たちも見たところ、大概、もと酪農が盛んであって、酪農の放牧に使った、その施設をそのまま利用して何とか運営ができているというのが岡山の矢掛町、そして宮崎の綾町ですよ。

　そうした場合は、太良町の場合は新規でつくらにゃいかん。減価償却がもちろん出てくる。そうした場合には、私は絶対頭数が足らないと、こう思うわけですよね。この太良町でキャトルをした場合。そうした場合の、また再度この研修費ということで400千円、この１というのは太良町が１千円出すということになるわけですかね。ということでは、今年度もこういう予算を立てたということは、キャトルに似たような何かをつくりたいということで研修、

これの予算を立てたのか。まだ何とかキャトルをいい方法であればやりたいという、どっちでこの予算を立てるのか。そこからの答弁。

○農林水産課長（高田由夫君）

　お答えします。

　先進地視察の研修費ということで予算計上いたしましたものにつきましては、幅広く施設を見るということで、３年間の期限を切って計画しておりましたので、計上いたしております。

○２番（山口　嚴君）

　太良町も、いずれキャトルをつけるということで計画を練ったということです。そのときの計画が、１日当たり子牛の預かり料の550円から600円範囲で今、多分計画は立っておると思います。そうした場合、今は現にもう700円に乗って750円近く、飼料の高騰ということで委託がどんどんはね上がって、以前に質問したときは、綾町か五島かはまだそのままで、どこかはちょっと上がったという課長の答弁でしたけれども、もっとスピードでほかのところは上がっているわけですよね。そうしたところを考えた場合、もうはっきりとキャトルじゃなくて、何か酪農家に手助けしたい、そういう方法が何かないか、そういうことに向けての視察ということをはっきり打ち出さないと、今、山口委員長が言いますように、ひょっとしたら太良町もキャトルステーションをつくってくれるんじゃないかと、夢というか、こういうことですので、はっきりした方向づけを持って視察をしていただいたがいいと思うわけです。

　それと、やはり今、経営そのものが厳しいところでございますから、何か１つでもいい手助けの方向、施設なり、小さい施設でもいいですから、見つかればということでお願いしておきます。

　それと、関連ということで手を挙げていたんですけれども、もう１つは、木下委員長が言った公園ですね。昨年度入場者が2,999名ですね。どうして、こういう人数を把握できたのか。以前質問したときは、わかりませんというのが何年前かあったと思うんですよ。そしたら、そういう人をここに入れて、この人間を出したのか。まず、そこからお願いします。

○町長（岩島正昭君）

　ちょっと、山口議員のキャトルについて御説明を申し上げます。

　このキャトルステーションにつきましては、畜産部会から二、三十人お見えになって、同意書等々も持ってお見えになったわけですけど、確かに発想としてはいいと。ただ、太良町全体的に見ますとね、本当にやる気があるとかと。総論賛成、各論反対で、農協のライスセンター、それから光センサーも例に挙げて申し上げたわけですけれども、これは印鑑ばついてくれと言うたけん、ついたばかいと、それじゃ本当の真剣みが足らないということとね。もう１つは、生き物を町営で経営できるかということですよ。当然そういうことは、生き物

はでけんということですよ。

だから、本当にそういうふうな収支が合うならば、農協さんも受けるはずと。農協さんは、経営はだめということでお断りされて、３年後は黒字になりますということであれば、畜産部会で協議会か何か、酪農をつくって経営をしなさいということを今申し上げておるということと。

もう１つは、この事業自体が、負担金は何も要らんで、町と県でしてくるっとばいというふうな話が末まで行っておると。ただでしてくれるとない、そりゃ、つくってもろうて、あとは赤字になるぎ、せじいっちょくばかりたいえと、それじゃ、やっぱり真剣味が足らんわけです。幾らなりと自分たちは負担金を２割なり３割なり負担金をお払いして、負担金を払うために一生懸命赤字を黒字になすというふうな経営努力をしてやらんことには何でもでけんということで、下部組織でもういっちょ、自分たちが本当にやるということであれば、組織を立ち上げてやりますというふうな意見を今のところは待っておる状況でございます。

以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

2,999名ということで、来園者数を出しておりますけれども、これにつきましては土曜、日曜あたりの一番多いときに管理をしておられる方にお頼みをし、それで先ほど、あれでしたけれども、推計で一応出しております。

以上でございます。（「関連です」と呼ぶ者あり）

○２番（山口　嚴君）

ということは、2,999名ということで、昨年も同額と思いますけれども、3,837千円、こういうことをことしもまた計画されている。

どうですかね、町長、もう少し何かあの公園を、規模を小さくして、維持管理の委託料の金額を下げるという考えはないのか、その辺をちょっと聞いてから次の質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

この公園の委託料が3,737千円計上しておりますが、これは主は、指定管理者と言いますけれども、除草と伐採ですよ。規模縮小となれば、荒廃地になるけんですね。そこら付近をもう少し森を愛する会とかなんとかで、ボランティア等々を募集しながら今後、なかなかボランティアもおいでにならんでしょうけれども、大体主はイベント云々じゃなくして、伐採費用だけの賃金でございます。

以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

伐採、草払いも経費に入っておりますけれども、あと公園内の、特に芝生あたりの一番植

樹してあるあたりがありますけれども、そこに２人ほど、やっぱり管理としてどうしても要りますので、その経費と、それから、今町長答弁しました、周りの奥の方の広い範囲がありますけれども、草払いの経費でございますので、一応３年間ですので、その後の草払いについては、若干木も大きくなっておりますので、経費は節減できるかと思います。そのように考えております。

○12番（木下繁義君）

この123ページのカキ養殖事業についてですけど、これは補助事業として昨年まで大浦漁協がやっておったんですが、これのカキの生産調査といいますか、漁協からの報告といいますか、今まで補助金を受け取って、そういった報告なり、また担当のほうから調査なりされているか、その辺の答弁を求めたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

収量調査については、漁協への聞き取りということで行っております。ただ、ことしにつきましては、大分長くかかりましたので、それを漁協さんも今把握中ということで、正式なやつはまだ聞いておりませんけれども、生産者を漁協が把握して、それを町のほうが聞き取りをしているという状況でございます。

○12番（木下繁義君）

わかりましたけど、本年度はまた後ほど報告があろうかと思いますが、ことしは聞くところによれば非常によかったというような報告、状況を聞きます。去年はよかった人と悪かった人とばらばらであったというようなことを業者のほうから聞くんですが、担当のほうにはどのような報告がなされているか、資料が上がっておれば報告をしてもらいたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

先ほど申しましたように、ことし分についてはまだですけれども、昨年度につきましては、やっぱり、いかだの場所によって相当収量が違うというようなことが顕著にあらわれて、だから、個人差が大分あるというようなことでございます。

以上です。

○８番（久保繁幸君）

128ページの商工費についてお尋ねですが、今年度の納涼祭り、日程は毎年行っていただいております７月の最終土曜というふうに考えておいてよろしいですかね。といいますのも、インターネットに掲載とかＤＭの発送等々、ＰＲの件もございますので、その辺が決まっておられるようでしたら教えていただきたいんですが。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

毎年そういう御指摘いただいておりますけれども、基本的には、今回、ことしは７月の第４土曜日の期間中に町を挙げてとか、県体とか、そういうふうなイベント等は今のところ開催予定がございませんので、４月に入りまして協議会を早急に開催し、協議会の中で決定をし、できるだけ早い時期に通知、日程については恐らく変わらんとじゃなかかなという感じはしておりますけれども、最終的な決定は運営協議会でと。ただ、１つ気がかりなのが、衆議院選挙がいつになるのかと、そういう状況がありますので。

○８番（久保繁幸君）

そしたら、衆議院選挙があった場合は変更になるわけですかね。

それと、また、内容についてですが、多少マンネリ化した内容になっているんですが、企画の変更とかなんとか、そういうのを今後検討されないのか、お伺いいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

衆議院選挙と重なった場合どうなのかということでございますけれども、そこら辺も協議会で検討して早急に、重ならないように願うというか。

あと、企画等々については、毎年その協議会、あるいは実行委員会で知恵を絞り、汗を流して、いろいろ検討はしておりますけれども、こういうふうな御指摘を受けるということは皆さんの御期待に余り沿っていないのかなということで、実行委員会の中でも十分たたいて検討していきたいと思います。

○６番（川下武則君）

主要事業の一覧表の10ページで、建設費ですが、道越漁港の２号防波堤なんですけど、昨年も途中で仕事が中断されて、今ようやく再開されているみたいですが、これをもう少し国、県のほうに早目に言って、工期内というか、ノリ時期に入る前に終わるようにお願いはできないものでしょうか。そこをお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

20年度もノリの時期には工事ができなくて、９月から３月８日までは漁協さんの了承が得られなくて、３月９日から工事を再開しております。

事業費が20年度は１億円、その前は150,000千円と、やっぱり工事費がちょっと大きいために、どうしても短期間の工事では済まないものですから、こういうふうな状況になっておりますけど、21年度は一応73,000千円の事業費ということで、早期着工を県のほうに申請しておりますので、４月になってできるだけ早い時期に工事を発注して、ノリの養殖が始まる前に完了できたらと考えております。

○６番（川下武則君）

実は、私の家の前なんで、いつでも見えているんですけど、鋼管パイプが非常に赤さびと

かもかなり出て、腐食というか、せっかくいい防波堤をつくってもらっているのに、それをまた作業を開始する前に、業者の方は一生懸命磨いたり、ペン塗ったりなされているんですよ。そういうのが無駄金になるというか、結局、４カ月も５カ月も仕事ができないということでですよ。なるべく早くにできるように、もう一回、県のほうによろしくお願いいたします。

○９番（末次利男君）

主要事業の連番37、先ほどから質問があっておりましたキャトルブリーディングステーション、このことについて確認の意味で質問いたします。

私も和牛部会員として、印鑑を打ってくれという話が来た経緯もありまして、多分、私１人が判を打っておらんぐらいで、今50人の組合員がおられる中で、そういった状況だろうと思います。

先ほど、町長申されたとおり、総論賛成、各論反対、それは種々さまざまな御意見も中身にはあるということを私も確認をいたしております。

そういった中で、これは百武町政からの持ち上がりということで認識しておりますけれども、かつて太良町営で畜産の営業活動をやるということは、私も果たしてこれがどういう考えなのかということをちょっと疑問視した経緯もあります。そういった中でずっと進んできて、先ほど山口議員言われるように、壱岐のキャトルステーションをベースにされて、何回となく和牛部会の方も研修をされております。もちろん、私も行ってまいりました。あそこは母牛が7,000頭おるんですよね。佐賀県に7,000頭なんですよ。太良町に700頭、１割しかおりません。その中の１割をキャトルステーションで補っているということで、そして、まず変わっていることは、農協が非常に積極的で、これしかないというような応援体制をとっているということで、何とか成り立っているという状況でした。

その辺の中で、太良町は700頭、全頭利用しても700頭です。そういう中で本当に、私もこの同意書に印鑑を打ってくれと言われたときに、全く負担金はありませんよと。じゃあ、つくるとが目的ですかという話をしたんですよ。

本当に太良町は50人、今後ですね、やっぱり高齢化しておりまして、なかなか、若い人が数名頑張って多頭化しておりますけれども、これは限りなく応援したい気持ちは十分ありますけれども、本当に施設の運営となれば非常に大変ですよ。過去、専門農協で母豚の保育、あるいは豚の育成、そういったものを開拓農協が、これは専門農協ですよ。それがやって、今は惨たんたる状況であります。その轍を絶対踏んじゃいかんという思いから、これは畜産振興というのは非常に従来から手厚く保護していただいております。それにかてて加えて、この施設を維持管理するというのは、それはやっぱり相当な覚悟が必要だろうと思うんですよ。

そういった中で、ことしも予算化されております。この研修目的は、どのようなものか。

本当にこのステーションをつくるために研修をしようと思うのか、つくるか、つくらないかの判断をするための研修なのか、その辺をはっきりと聞きたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

研修費につきましては、３年間の予定で組んで計画をいたして、幅広く研修するということの目的に沿って計上いたしております。

町の考え方としましては、先ほど町長、副町長が申したとおり、今現在の状況は以上のような状況で、赤字ではどうしようもないというようなことで、受け皿あたりの、本当にできるのか、やる気があるのかという町長、副町長の答弁のような考え方でということでございます。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

研修費につきましては、今担当課長が申し上げたとおりで３年間ということでございますけど、私は研修地の選定につきましては、まず、民間じゃなくして、町営でしよるところへ行ってみろと。それと、五島とか壱岐とかはもうキャトルで成功しておるけんが、成功しておるところは当たり前ですよ。よか話じゃなかったです。だから、失敗した地区を選定して行きなさいということで、まず事業の立ち上げは別として、まず研修が主ですよと。だから、こういうことで失敗しましたから、町営としてはもうできませんよとか、あるいは町営で実際しよるところはどういうふうな感じでしよって、そこら付近を研修してきなさいという指示を、だから、成功したところは行かんでいいというふうなことを申し上げております。

以上です。

○１番（所賀　廣君）

主要事業一覧表の10ページになりますが、先ほどからも話が出ておりました廃止路線バスと、それから生活交通路線、この２つで、太良町から一般財源として結局出るお金が約7,600千円ぐらいあるわけですね。これ、恐らく毎年毎年少しずつでもふえていく可能性がありそうな感じがします。

今のところ、廃止路線については３路線、中山、風配、竹崎というふうにありますが、その辺、もっと網羅して回る、それと今の太良町が保有しているバスあたりを青ナンバーに変えてとか、太良町独自でいわゆる町営というふうな計画をやってみたらどうかというふうな感じがするんですが、一度そういった試算をなさったことがありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

試算はまだやっておりません。

大体これについては、県あたりにも、全国的にこの問題は、太良町だけが赤字じゃなくて、全国各地の、特に市の段階でも、よっぽどの中核都市でない限りは公共交通路線というのは

採算がとれないわけですよね。そういうふうな中で、この廃止路線代替バスの問題は非常に重要な問題、課題となって、県のほうでも積極的に指導、提言、あるいは町のほうにもわざわざ出向いて、交通会議等々の事前の庁内会議なんかも催して、指導をしていただいております。

その中で、昨年の２月にも関係、いわゆる福祉バスとか、将来的に導入されるかどうかわかりませんけれども、スクールバス、それとかコミュニティーバス、それとか廃止路線代替バスにかわる乗り合いタクシー、この問題もありますけれども、基本的に有料でした場合は、ある程度、道路運送法に基づいた申請、こういうものを、町営と今おっしゃいましたけれども、そういうふうな専門的な、町が運営するわけですから、逆に言えば、民業圧迫、今実際、祐徳バスさんとか町内のタクシー会社さんとかの協議も当然必要になりますし、また、これを廃止するとなった場合には、沿線住民の方を入れて、また県の専門家も入れて、道路関係の専門家も入れて、交通会議を開いて方針を決定するというふうな会議に移らにゃいかんというふうな状況であります。

先ほどから、所賀議員初め、いろいろな議員から、毎年毎年御指摘のとおり、赤字幅というのはずっと増加して、私どもも何とかいい手だてとかないのかと。現に、廃止路線代替バスのその路線だけを、例えば、工夫をして今の補助金の７割ぐらいで運営できないのかということであれば、それは何とかできるのかなと。それも逆に言えば、委託先がはっきりしての話なんですけれども、じゃ、これを例えば、廃止路線代替バスという歴史的な観点から見れば、もともとバス会社が開拓した路線をもう採算がとれないから、これ以上続けても赤字がどんどん膨らむからということで廃止をするということで申請された路線でありますので、それを国とか県とか町が、それじゃ、やっぱり交通弱者が困るということで何とか存続をできないかということで始まった制度で、基本的には、当初、バス会社のほうも赤字部分についてはみずから応分の負担をしていただいておりましたけれども、最近では結局、バス会社も、生活交通路線についても赤字でございますので、いろいろな形でやっぱり経済が冷え込んで、乗車率に関して言えば、ずっと下降線をたどっているということでありますので、それでもやっぱりこのまま放置するわけもいきませんし、何とかいい交通体系が保てるような形ができないかということで、県にも相談しながら検討はしておりますけれども、全国的な事例を見ても、最初の半年ぐらいはうまいところいったけれども、あとはやっぱりだめだったと、赤字に転落したと。

佐賀県で合併した白石町、これは合併特例債を活用して、今、巡回バス的なことをしていますけれども、それも担当者に言わせれば、特例債が消えたら、あとどうやって運行していこうかとか、そういうふうな問題も惹起している状況でございます。

唯一成功した事例としては、長野県の安曇野市、これなんかはうちと違って巡回できるわけですよね。例えば、Ａ市に行って買い物して、Ｂ市に行って病院に行って、自分のＣ市に

戻るというふうな巡回ができる。コースができる。ところが、太良町を考えた場合は、まず迎えに行って、ちょっと中山の路線を考えてみれば、中山まで空で行くわけですよね。朝、１人か２人乗せて下ってきて、昼、その下ってきたお客さんが乗って帰るかと言うと、必ずしもそうではないわけですよね。それを３往復しているということで、そういうふうな形で、巡回という形がとれない。それと、言われるような、バス会社に委託して運行させるより、町営でということになったら、先ほど申し上げたとおり、経費面ではかなりの赤字が想定されるのではないかなという感触は持っておりますけれども、いろいろな道路運送法とかなんとかも問題にはなりますので。

以上、ちょっと答えになっておるかどうかわかりませんけれども。

○１番（所賀　廣君）

具体的な数値がないものですから、ちょっとわかりませんが、私たちが研修に行ったときに、愛知県東栄町で町営バスを持っておられたわけですね。青ナンバーの大きなバスでしたが。ちょっと手落ち（206ページで訂正）だったのは、もうかっとるか損しとるかという話まで、ちょっといけんやったとが残念やったとですが、割と太良町と似て、行ったり来たり、行ったり来たりというところはあるけど、町民さんたちからはとてもうれしがられておるというふうなことでした。

太良町も中尾分校も廃校しますが、あとは三里分校だとかいう、そういった問題を考えたときに、子供さんたちも乗れるような時刻表をうまく設定する。あるいは、しおさい館さんあたりが持っているバスを有効活用して、何とかデイサービス、そういった方で来られる時間帯とかをうまくミックスさせて、路線も今の３路線じゃなくて、いろんな路線を巡回できるようなコースというか、そういった考え方で一回やってみる必要があるんじゃなかろうかと思います。

7,600千円ぐらい今出ておりますので、やがて8,000千円、9,000千円というふうになると思われますので、ぜひその辺を一回検討していただいて、みんなと話し合いの中で進めていただきたいなというふうに思いますが。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほどの7,600千円というのは、生活交通路線、鹿島市と太良町ですから、ちょっとその予算のあれとは別に、基本的には廃止代替路線バスの4,300千円程度の予算と、あと町内を巡回している福祉バスというのがございますので、そういうふうな形で連携をとりながら、総合的に太良町の交通体系を交通弱者対策、そういうふうな形での対策協議なんかを一応つくって、近い将来、やっぱりずっとこのまま赤字を出すわけもいきませんので、そういうふうな交通弱者救済という面もございますので、どこまで町村でやれるのかというガイドライン等を検討しながらやっていきたいとは考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時46分　休憩

午前11時４分　再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○10番（山口光章君）

せんだって、私が公民館の問題で質問した経緯がございますね。その中で、「小使いさん」というようなことを言ってしまいました。本来ならば「用務員さん」と言うべきところですけど、訂正していただきます。

○１番（所賀　廣君）

先ほどの私の発言の中で、愛知県東栄町の視察の折に町営バスの件の質問をいたしましたときに、自分の「手落ち」でという――研修不足だったんですが、「手落ち」でというふうな不適切な発言をいたしましたので、「勉強不足」というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（坂口久信君）

始めます。

○２番（山口　嚴君）

議長の許可をいただきましたので、再度質問いたします。

127ページですね、委託料。その中で中山キャンプ場指定委託料ですね。1,300千円、これはこれでいいと思うんですけれども、前年を見てみますと、準備賃金ということで1,245千円、管理委託料で816千円、清掃委託で137千円、これが前年の当初予算だったと思うんですけれども、それを計算した場合はちょっと金額が上がっているということです。委託のときの内容が変わっているのか、別に何かいろいろ問題があるのか、そこの説明から入りたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

このキャンプ場に係る経費、管理委託料の積算基礎というのは、予算書の中でキャンプ場の経費というのは観光費の中に含まれていまして、予算書の観光費の中には白浜海水浴場の経費とか、あるいは竹崎城址展望台の経費、あるいは中山キャンプ場公園、赤松橋公園、以上４施設の通常管理委託料とか経費が入っております。

その中で、昨年は竹崎城址展望台公園については指定管理委託者ということで、委託料として払っておりますけれども、一応キャンプ場にかかわる経費の過去の18、19、20年、これの収入支出差し引き経費で、参考として支出で修繕費を除いた差し引き経費、過去の３年間

の経費としては大体をはじいております。それと、詳しい経費の中身、賃金が幾ら、消耗品が幾らということで、17年、18年、19年の決算で、予算に対して決算を見比べまして、最終的に平成20年が予算では1,769千円計上しておいて、決算が1,490千円の決算が出ております。

その中で、一応今回３年間の平均として、決算ベースではじいて、今回、指定管理委託料ということで、事業者の方にもお願いをして、決算より低い額ということで抑えていただいておりますので、基本的には、こちらとしては前年度よりも総経費の中では委託料としては落ちていると。ただし、修繕については、協定の中で軽微なものについては指定管理者、それ以外のものは町がするというふうな形になっておりますので、修繕料については従来どおり町のほうで予算は計上しております。

○２番（山口　嚴君）

大概わかりました。それで、金額は大した違いじゃないんですけど、実はこのキャンプ場、町外からも大分見えられると思うわけですけれども、それを考えた上で、災害とか遭難、これはもう十分考えておかにゃいかん問題ですよね。

そうした場合、もし初期対策がおくれた場合は、これこそ大きな問題になりますからね、その辺の責任、町にあるのか、委託を受けた側にあるのか、そこの説明からお願いいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

キャンプ場に関して管理運営を委託するということで、不慮の事故とか捜索等については管轄がちょっと違いますので、指定管理者の責任は問えないと思います。

○２番（山口　嚴君）

最後になります。

ですので、委託した場合、やはり金額よりも、こっちのほうが大きいんじゃなかろうかと。そういうことですから、これはやはり町側にあるということ、責任を町がとらにゃいかんということでしょう。委託をするというか、再度、ちょっと私の聞き間違いと思いますけど。

そうした場合、やはり、ここをはっきりした責任というのをとっておかないと、何かの問題のように、いろいろ裁判で弁護士費用じゃ、ああじゃといつまでも引きずらない、こういう問題も出てきますからね、ここだけをはっきりしたところで委託するとき取り継いでいただきたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

施設の管理上発生した災害とか事故、これについてはそれぞれ役割分担、リスク分担というのは、ちゃんと協定書の中でうたっておりますので、その中で判断をして、一応協定の中で盛り込んでおりますので、その中で判断をしていくということになります。

○10番（山口光章君）

関連ですけれども、山口嚴議員は事故、災害ですか。私は防火ですよ。これはやはり、あそこは火を使いますし、太良町がなけなしの金をはたいて一生懸命山を購入して、山火事がこれは大変な問題になるですね。実際、山火事の場合はですね。だから、その辺の防火の対策はどのようにされていかれるのかですね。遭難とかなんとかは、ちょっとかけ離れていますから、委託管理のほうではなかなかほど遠いものと思いますけれども、やはり身近で火事でも起こった場合、その対策、例えば、消火栓を置くとかどうとか、その配置をどうするかとか、いろいろな問題が出てくると思うわけですよ。それは、今までどのようにされてきておられたのか。幸い、そういうふうな山火事が起こらなかったからいいものの——総務課長、聞きよっと。

そいけん、やはり、そこら辺の対策をどのようにお考えであるか、お尋ねします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

実際、火災に対する対応というのは、ちょっと私のほうではございませんけれども、火災が起きた場合の施設の管理、これについては一応、県道の最終点、端までが県道ですから、そこの上のほうには防火水槽もございます。一時的なあれで。基本的には、火事を出さないというふうな形で、基本的にキャンプが夏休み期間中ですけれども、今回７月から８月の期間中ということで、７月、８月の期間中は従来、町が管理していたときには開設期間ということで、その間は人員がそこにはおりましたけれども、一応、今回の指定管理は１年を通して管理をお願いするということでしておりますので、基本的には、キャンプ場で火を扱うとなれば、宿泊の方がキャンプファイアをすると、それと炊飯。ですから、基本的にはその中で管理をする段階で、一応、火の取り扱いには十分注意をしていただくという喚起をするということで、できるだけ火災を出さないような形で年間を通して指導なり注意をしてもらうということでやっていきたいと思っています。

○10番（山口光章君）

いやいや。実際、中山地区とか大川内地区に、そういった消防団でもおったら、やはり夏場、そういうふうな宿泊客がおった場合、監視じゃないけれども、要するに、時々、警らで回れるわけですよね。夜警のあれと一緒で。だから、やっぱり川原、郷式地区の消防団で、お手数だけど、ちょこちょこ登って見てもいいんじゃないかと思うんですけどね、実際。その辺の対策ですよ。あそこで山火事でも起きたら、これは本当に大変な問題ですよ。そのように思いますけど。

○総務課長（岡　靖則君）

お答えいたします。

山間地区の火災、山火事になったら大変なことになりますので、やっぱりそういう地区を

管理されている消防団の方々については、常々そういうことを心がけてもらいたいと思っております。１日、15日の、消防は地区を回ったりしておりますので、そういうときでも十分注意をしてもらいたいと思っています。

参考までにですけれども、先ほど山で遭難されたとき、そういうときには今、多良岳山系レスキューネットワーク協議会というのをうちのほうでもつくっております。消防署、消防団、警察、そういう３者協議を持ってですね。遭難された方については、警察が主導権を握って捜索に当たりますけれども、多良岳山系には今回、レスキューポイントというのを設置しまして、番号を書いております。要所要所に何十カ所か置いておりますので、もし遭難されたりされた方がいらっしゃったら、その番号で電話をしてもらって、場所を判断できると。そういうのも、私たち、消防団とかもいろいろ協議しながらしておりますので、できるだけ、山火事もしかり、遭難もないようにということで、私たちは常々心がけていきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

総括もございますので、先に進みたいと思います。

質疑がないので、次の第８款．土木費、130ページから、第９款．消防費、141ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

137ページの委託料、工事請負費として住宅管理費等があるわけですが、今、町営住宅が82戸かあるわけですが、住宅と団地等々がありますが、これが４月から入居基準が変わるというようなことを聞いておるわけですが、大体この住宅、並びに団地等の建築年数の違いもあろうかと思いますが、この入居家賃は一緒ですか、その辺について、ちょっと内容説明を求めます。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

公営住宅につきましては、公営住宅法で家賃が決定されております。この家賃の決定方法は、毎年８月から９月にかけて入居者の方の収入の調査を行います。その収入額によって家賃が決定されます。

まず、現在、入居者の基準が200千円までとなっておりますので――これは公営住宅法上で言う月収ですけど。200千円以下の方につきましては、４段階に分かれております。200千円を超える方につきましては収入超過者ということで、これも322千円まで４段階に分かれております。さらに、収入超過者の超過した年数、１年、２年、３年、５年ということに、それぞれ家賃が分かれております。ということで、大体24の家賃の区分がありますけど、太良町におきましては上限が近傍住宅の家賃となっておりますので、実際、16の区分で家賃を

決定しております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

るる説明を受けたわけですが、入居基準として200千円以下ということでございますが、入居するときには200千円以下で入ったと、そして、入居して、夫婦で300千円取る人も、400千円取られる人もいらっしゃると思いますが、そういった超過した世帯はどのくらい現在おるか。それから、その世帯に対して、先ほど言われたように、毎年収入申告をしなければならないという住宅法がありますが、その辺について答弁をお願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成20年度におきましては、収入超過者の方は９名いらっしゃいます。21年度の家賃については、４月から適用ですけど、決定しておりますが、収入超過者の方が10名というふうになっております。

この収入超過者の方につきましては、住宅を明け渡すように努めなければならないというふうな努力義務が発生しますので、毎年家賃の決定通知を入居者の方に通知するときに、収入超過者ということで住宅を明け渡すように努めてくださいということで、一応お願いをしているところでございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

町営住宅の入居は先ほどの説明でわかりましたが、管理条例として高所得者に対する明渡し請求という第30条に、「町長は、第27条第２項の規定により高額所得者として認定された入居者に対し、期限を定めて、町営住宅の明渡しを請求するものとする。」ということをうたってあるんですね。そして、第１項の規定により、同項の期限が到来したときは、速やかに住宅を明け渡さなければならないということですね。そして、今９名か10名か超過されている方に、明け渡しの請求をされていると思います。それで、いろいろな本人さんたちの事情もあろうかと思いますが、現在にして明け渡していないと。そうした場合に、第31条の２項に、高額所得者が期限が来ても明け渡しをしない場合は、町長は期日の翌日より当該の町営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅家賃の額の２倍に相当する額以下の金銭を徴収することができるというようなこと。

それから、もう１点ですが、今、町営住宅において犬とか猫、そういった生き物を飼って、飼育しながら入居された人がいらっしゃるのか。そして、いらっしゃるとした場合に、それに対する警告といいますか、そういった指導はどのようにされているのか、その点について答弁を求めます。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

先ほど、収入超過者につきましては明け渡すように努めなければならないということでございます。議員の御指摘のとおり、高額所得者という方がおられますというか、平成20年度まではいらっしゃいませんでした。平成21年度に、この高額所得者に該当する方が１名いらっしゃいます。今度、21年の４月から高額所得者となられますその方につきましては、明け渡し請求を行うことができるわけですけど、20年度までは高額所得者はいらっしゃいませんでしたので、そういう請求は行っておりません。

それと、ペットですけど、ペットにつきましては把握しておりません。今のところ、確かに犬とか猫を飼われている方がおられるとは思います。ただ、そういう方につきまして、同じ団地内からとか、苦情等の連絡はうちのほうにはまだ全然聞いておりませんので、ペットについての指導も実際いたしておりません。

以上です。

○12番（木下繁義君）

次に、この委託料ですけど、2,600千円ですか、これは保守点検とかいろいろそういったことがあろうかと思いますが、竹崎の漁集と同じような管理費ですけど、これは毎年、業者に見積もり、入札等がなされているかと思いますが、何業者でこのような入札をされているのか、説明をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この委託料は、町営住宅の浄化槽７カ所の委託料でございます。２業者の方の見積もりを徴収いたしまして、決定をいたしております。（「関連」と呼ぶ者あり）

○２番（山口　嚴君）

今、浄化槽ですね、２業者ということでございますが、太良町に２業者ですか、ほかにおられますか。そっちから。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

町内には３業者、１社は藤津清掃ということで、鹿島市のほうから支店を持っておられますけれども、それと太良清掃、環境衛生ということで、３業者の方はいらっしゃいます。

以上です。

○２番（山口　嚴君）

そしたら、２業者ということは、鹿島市の業者は入らないで入札ということですね。その考えでいいわけでしょう。説明。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

藤津清掃さんと太良清掃さんの２業者の方でございます。

○２番（山口　嚴君）

ということは、太良町にもう１つの業者がいて、入札に参加できないのか、させないのか、条件が伴わないでさせないのかと思うんですよ。せっかくの機会ですから、何でかといったら、せっかく委託料ですから、幾らでも安いほうで管理してもらったがいいわけですよ。木下議員のきのうの答弁じゃありませんけど、老人会のクラブの助成金でさえ100千円削らにゃいかん厳しい財源ですから、少しでも安いほうがいいと思うんですが、どうして太良町の業者が１人外れているのか、説明を。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

太良環境さんが浄化槽の許可を取られたのが、まだ１年ちょっとぐらいになると思います。それで、組合の規定といいますか、し尿処理の、そういった業者の方の組合で一応取り決めがあるような感じではございますけれども、組合の方にも私たちのほうから呼びかけまして、３業者で次回からは入札できるようにお願いか、お尋ねはしてみたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

主要事業の連番の70ですね。新規事業として町営住宅の屋上改修事業。どうしてこういうふうな事業になったのか、その経過と、この内容の説明をお願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町営住宅、４団地ありますけど、それぞれ建築後、ある程度年数がたちまして、屋上の防水シートとか、そういうのが破損しているということで、大体、中期財政計画におきましても、計画的にこの防水工事を行うようにはしておりました。これを防水工事そのものを行うには補助がつきません。防水工事プラス何らかの工事を行いましてグレードアップさせる場合には、国の補助がつくということでいうことでございましたので、今回、防水工事プラス断熱工事を同時に施工して、補助対象事業ということで実施を計画しております。

防水工事のみを行った場合と断熱工事を同時にした場合と比較すると、補助事業をもらったほうが町費は百四、五十万円の減額になるということでございますので、今後も計画的に、21年度は油津団地を予定しておりますけど、栄町団地、亀ノ浦団地、畑田団地というふうに、計画的に実施していきたいとは考えております。

○10番（山口光章君）

補助事業があるというようなことで、そういった機会にしか、なかなかこういうことをできないと私は感じるんですよね。私が聞くところによりますと、油津団地はもちろんのこと、10年ぐらい前から雨漏りがしよったと。それが補助事業があるがために、そういう機会が得

られて、今できると。これは非常に油津団地の方々は、押し入れから何から、私も一回見たことありますけど、カビがして、どうにもできないというふうな状況だったんですよ。だから、要するに、屋上を直すことによって、そういうふうな押し入れとかなんとかがきれいになると、雨漏りしないようになるというのはわかりますけれども、今まで破損した押し入れとかなんとか、内部の改修はできないのですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、この雨漏りにつきましては、屋上が原因というふうな特定はちょっとできておりません。というのは、実際、私も油津団地に以前住んでおりました。実際、押し入れに水がたまったりしたこともありましたけど、１回きりで、あとはちょっと、どんなひどい雨が降っても、そういう雨漏りがしなかったということもございます。今までにそういう調査は実施しまして、一部改修というか、そういう補修は行ってきております。

○10番（山口光章君）

これは、住民の、居住者の、要するに生活の場所でありますので、これはぜひそういったことには定期的に調査をしながら、いろいろなアパートもあると思います。いろいろな苦情かれこれ、それがやっぱり上のほうに上がってこないからわからないのであって、非常に難儀をされているところもありますので、その辺の調査を今後十分にされて、安心して生活できるような場所として提供していただきたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

住宅の修繕につきましては、入居者の方から苦情が出た場合は確認しまして、もちろん、入居者の責に帰さない理由によるものは町のほうで修繕を行っております。過去にも押し入れの修繕、それとか床の修繕、それと壁にカビがひどいときには、そういう補修も町のほうで行ってきておりますので、今後もそういった場合には町で対応できるものは町で対応して計画的にやっていきたいとは思っております。

○10番（山口光章君）

それは、そういうふうな傾向であるということは大変喜ばしいことでございますけれども、実際、団地に入っている方が、要するに若い人だったらいいわけですよ。お年寄り、老夫婦とかね、実際いろんな手直しとかできないわけですよ。そこら辺が苦になっておるというようなことを聞いておりますので、そこら辺の配慮も十分してやっていただきたいと、そのように思います。

○３番（平古場公子君）

この予算書には載っていませんけど、消防にちょっと関連した質問をさせていただきます。

太良町の町民の方が倒れられて救急車を呼んで、小長井の病院に連れていってもらったと

いうことですよ。そうしたところが、小長井の病院で、うちではどうもできんから宮崎脳外科まで運んでくださいということだったんですけど、そしたら、ここは県外だから、県外の救急車を、諫早市の救急車を呼んでくださいと救急車の方が言われたということで、だったら、患者さんは太良町民じゃないですかと、そのまま急を要する事態ですので、そのまま運んでくださいと言ったんですけど、それはできないということで、結局、長崎県の救急車で運んだということを聞いたんですけど、そういう中のシステムというか、そういうことはどうなっているか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡　靖則君）

お答えいたします。

今、平古場議員の言われたことについて、ちょっと私も事実確認はできておりませんし、救急業務については広域の消防で取り扱っておりますので、そういう内容を後でお聞きして、確認をしてみたいと思っております。

○３番（平古場公子君）

やっぱり、町民も知っておく必要があると思うんですよ。そしたら、そういう場合は真っすぐ宮崎脳外科に行ったほうがいいのではないかと思うんですよ。

はい、わかりました。

○２番（山口　嚴君）

138ページ、消防団員報酬ですね。500名と一応なっておりますが、昨年の当初予算と今年度、相当な金額が違うんですけれども、これは報酬額が１人当たり違うのか、団員数が減ったのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○総務課長（岡　靖則君）

お答えいたします。

ここに上げている報酬については、行財政改革で４年間で10％カットするということになっております。今年度、先日の議案の中で消防団員の報酬の減額というのを出しておりましたけれども、定数は変わっておりませんので、団員の金額の報酬金額を2.5％削減した金額でございます。

○２番（山口　嚴君）

緊急時に、いつどきも出にゃいかん、この報酬を削らにゃいかんという、厳しい財政ということでわかるんですけれども、かえってですね、こういうことをする前に、やはりもう一押し、もう少し力を入れて、部の統合というのにしたら、こういう経費はすぐ出てくると思うんですよね。

しかし、昨年もこういう質問したと思うんですけれども、やはり部の統合というのは、部長さんだけ、消防クラスでは、今部落、集落、なかなかできないんですよ。大概話を聞いてみますと、区長さんあたりの相談をしながら、さあ私たちはどうしましょうと。

ですから、部の統合した場合は500千円ですか、奨励金をやっているということですが、かえって、そしたら部落にも区にも幾らかの報償金をつけて取り組んだほうが行くし、目の前には大きい金額になるかもわかりませんけど、こういうところ、詰所の管理、維持費とか含めますと、1,000千円、2,000千円、すぐ１年でも取り戻せるのかなと思うんですけど、その考えはどうですか。

○総務課長（岡　靖則君）

お答えいたします。

消防団の報酬の削減については、本来なら、やっぱり消防団の士気を高めるためにも、ある程度はなければいけないと思っています。

今回の10％の削減については、これは全員で痛みを分かち合おうということで、消防団の皆さんも御理解していただいて、10％の削減になったわけですけれども、それとはまた別に、消防団の部の統合ということについても、せんだっては津ノ浦と牟田が統合したわけですけれども、250千円ずつの補助金をそれぞれ出したわけなんですけれども、これについても５カ年の限定ということで今のところ思っております。

ほかの部の統合についても、先日、私が区長さんのほうに、もう１つ部を統合できないだろうかということでお願いをしております。それぞれの区長さんに私のほうから説明に行って、統合に向けて御協力願いたいということで言っております。消防団の幹部会の中でも、そういう話をしてもらっておりますので、できるだけ早い時期にそういうのが、部の統合につながるように、私たちも努力していきたいと思っております。

○７番（見陣泰幸君）

133ページの節の14、重機借上料、これは町から重機を借るのか、それとも業者に対して補助をするのか、そのための予算なのか。そして、16の原材料費、維持補修費的なものというと、もう少し詳しくわかるように書けないものか、ここだけの話じゃないんですけど。質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

重機借上料につきましては、町道の簡易な工事を原材料支給とあわせて地元のほうで施工してもらうときのオペレーターつきの借上料でございまして、町のほうでその分をお支払いするということでございます。

原材料費の維持補修費的なものということでございますけど、これは財政課長のほうにちょっとお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

維持補修費的なものということで、ここに説明をいたしておりますけれども、原材料費に

ついてはいろんな原材料がありますので、そのものをここに書くということもちょっとできないものですから、まとめさせてもらって、維持補修費的なものに使う原材料費ということで御理解願えないかなというふうに思います。

○６番（川下武則君）

主要事業の11ページの辺地対策事業で、昨年よりも26,000千円ぐらい、辺地対策費で予算が減っておるとですよね。これは地方債なんでいいんですけど、実は里・御手水線なんか、非常に道幅も狭いし、上の方の道はよくなっているのに、非常に通るのも危ないような状況なんですけど、もうちょっと予算を県のほうにお願いできなかったものか、それをお尋ねしたいんですけど。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

辺地事業の里・板ノ坂線につきましては、20年度から23年度までの計画をしております。今年度に測量設計と用地測量を行いまして、工事につきましては21年度から23年度までの３カ年で実施するということでございまして、21年度が80,000千円と、22、23年度で大体190,000千円ぐらいということで、大体この３カ年で実施するように計画しておりますので、３年間で大体平準した事業費ということでなっております。

○６番（川下武則君）

実は、御手水の方に言わせたら、住んでみないとわからないというぐらい、非常に、ながせどきなんか、流れも、雨水なんですけど、急で、非常に下に下るのも困難と言われる中で、どうしてもできれば急いでもらいたいと言われているんですよ。里の方も一緒なんですけど、御手水の横のほうに田を持っている方が上ろうとしても困難を期すというか、わざわざ長川原のほうに迂回して田に行っているというんですよね。それぐらい水の流れも急だというものですから、それで、できれば３カ年のところを２カ年ぐらいで短縮してやられたらどうかなと思いまして、質問しました。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

里・板ノ坂線が大体延長が2,400メートルございます。幅員は6.5メートルで計画しておりますけど、工事費の建設課のほうの当初予算で比較しますと、平成20年度が大体270,000千円でございましたけど、21年度は道整備交付金の事業とかありまして、工事費で約580,000千円というふうに倍以上になっております。このためにどうしても、それは３年よりも２年、２年よりも１年で完成することが地元にとってもいいことではありますけど、どうしても、そういう工事費の長期計画というものもございまして、一応21年度につきましては80,000千円ということで、３カ年ということに計画しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

今、川下議員の御質問もわかり切っておるとですけれども、今までは里から上っていただきよったわけですね。21年度からはもう太良町の広域農道は全部供用開始になりますから、できれば、あと２年間、広域農道のほうを御利用いただいて、あと２年後には開通という形になりますから、そこら付近は部落議員の方も御理解を願いたいと思います。

○５番（牟田則雄君）

133ページ、町道確定測量委託料ということで1,800千円計上されていますが、これはどこか場所は予定されておりますか。測量にしては、1,800千円といえば結構な金ですので、お願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この確定測量につきましては、21年度に改良を行った場所の確定測量ということで、21年度におきまして10路線ぐらい改良工事を行うと思いますので、その分の見込み額ということで上げております。具体的に、どことどこというふうなものは今のところはございません。

以上です。

○８番（久保繁幸君）

130ページの土木総務費なんですが、報酬からずっと、給料、手当、共済費等々が大分上がっておりますが、これはどのような配置がえなのかですね。多分、配置がえと思うんですよ、給料等々も大分違いますし。どのようなことで、多分変更と思いますが、その辺の御説明をお願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

21年度の土木総務費につきましては、私１人です。20年度につきましては、今ちょっと20年度の資料を持ち合わせておりませんので、後で報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

○８番（久保繁幸君）

それでは違った、次のページなんですが、131ページ、備品購入2,400千円。これがどのようにしてかえられるのか。どれだけぐらいの走行距離になっているのか。また、なぜ必要なのか、お尋ねいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

これは建設課のほうで管理しております道路パトロール車でございます。前回が10年の４月に購入いたしておりまして、走行距離も10万キロを超えております。それと、実際で車の状態が非常に悪いということで、今度買いかえをお願いしたいということで計上させていた

だいております。

　そして、一応車種につきまして、車種というか、1,800ccぐらいの四駆を計画しております。というのは、積雪時も現地のほうに出なければなりませんので、１台は四駆が必要と考えておりまして、1,800ccぐらいの四駆ということで、この金額を計上させていただいております。

○議長（坂口久信君）

　質疑がないので、次の10款．教育費、142ページから、歳出の最後、第14款．予備費、169ページまでの質疑に入ります。

　質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

　164ページ、体育施設費ですね。体育施設指定管理委託料というようなことで載っています。

　補正のときちょっとお尋ねした、その続きでございますけれども、先日、町報だよりに載ってまいりましたけれども、私が一番気になることがあるんですよね。要するに、公民館サイドからすれば、ある程度の指定管理者制度に、要するに10カ所ぐらい設けられておりますよね。そしたら、今までやってきた職員の方々に時間がとれるわけですよ。だから、今、県が行おうとしている権限移譲ですか、ああいうふうな傾向に近づきつつあるんじゃないかと思うわけですよ。それで、先ほどお尋ねしよった、要するに、連絡とか施設の利用なんかは指定管理者のほうにするというようなことで、仕事がなくなるわけですよね。

　そしたら、実際、球技の場合、ボールを借りたり、テントを借りたり、いろんな面が出てくるわけですね。どこの範囲まで公民館がして、指定管理者がどこまでするのかですよ。そういったところに、やっぱりいろいろ、先ほど二、三年はかかるだろうと町長が言われましたとおり、私もそれが安定するまでは時間がかかると思います。しかしながら、実際いろんなトラブルがあっては困るわけですよね。そこら辺の問題はどのようにあれしていかれるのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

　お答えをいたします。

　まず、指定管理者に行っていただく業務といたしまして、今までうちで行っておりました利用者の貸し付け、施設の申し込み、許可書の発行ですね、そういうものとか、使用料の徴収、そういう利用の許可に関する業務と、それと、施設設備の維持管理に関する業務というのを行っていただく、それを指定管理者さんのほうにお願いをするということになります。

　これだけでございますので、もちろん、うちのほうも、議員言われたように、そういう業務が、行政事務というのを少しは軽減されるかと思いますけれども、公民館の管理はそのままうちのほうの町営、直営になりますので、それはそのましていきますので、行政事務に

関しては少しは軽減されますけれども、事業についてはそのまま私たちのほうでしていきますので、それは指定管理者の分野ではありません。

ただ、今議員言われた備品の貸し出しとか、テントの貸し出しみたいなのは、まず、備品についてはうちの所有になりますので、今考えているのは、まず、うちのほうに備品の伺いをしていただいて、その許可書を発行して、それを指定管理者さんのほうに持っていっていただいて、スムーズに。今さっき言いましたように、事務所を体育館のほうの事務所に設けて、準備を進めていただいておりますので、そこから貸し出しをしていただくという計画をして、利用される方の不便を来さないようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

備品管理の問題ですけどね、要するに、それには毎年監査がつくわけですよね。そういった場合に、監査のやり方も、要するに、指定管理者を対象とした立ち会いのもとでの備品管理をしてみたり、こっちはこっちでしてみたりというふうな形になるんですかね。監査の場合ですよ。

やはり、指定管理者がそこまでするんだったら、備品の管理も十分にしなくてはいけないと。だから、監査の対象になるわけでしょう。そこら辺をちょっと詳しくお尋ねします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

もちろん、備品につきましては維持管理はしていただきます。ただ、所有は町のものですので、監査とかなんとかあった場合には、両者立ち会いの上に監査を行うということになるかと思います。

以上です。

○10番（山口光章君）

そしたら、その備品とかなんとか、破損、紛失した場合には、どういうふうな形になるんですか。要するに、おんぶにだっこじゃないですけれども、何でもかんでも町がしてやるというわけには、これは手厚いことで、さあ、事務所をどこかにつくってやるとか、連絡所をここにしなさいとか、そんな何でもかんでも指定管理者にしてやるようじゃ、後々の問題についても、紛失してみたり、あるいは破損してみたりしたときも、それはもうこれは町のとやっけんと、責任がないようじゃ困るわけですよ。十分責任を持った管理をしていただくように。

これだけ多いんですから、ちょっと言えば。11カ所ぐらいあるんですよ。ずっと、運動広場から体育館、Ｂ＆Ｇのセンター、第２体育館とか、弓道場まであるんですよね。テニスコートまでですか、プールから。実際、これは大変な問題と思いますよ。それを適切にやっていかれるかというのが、要するに、私も監査をしたことがありますけれども、監査委員とし

ても、やはり大変だろうと、そのように察しますけれども、そこら辺の答弁をお願いします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

協定書を今から結ぶわけです。その中で、先ほど企画商工課長もキャンプ場のところで申しましたように、町の責任、指定管理者の責任というようなことで責任分担表というのを設けておりますので、指定管理者の責任を負うものについては、それはもう指定管理者の責任のもとにおいて補償をすると。あとは、利用者が紛失したとかなんとかなったときは、それは利用者の責任になりますけれどもですね。そういうことで、責任分担表というのを設けて管理に当たっていただきたいということでございます。

○５番（牟田則雄君）

今の関連質問ですが、この指定管理をする場合、もとになるのは使用規則か使用規程ですね。だれが管理者になっても変わらんのは、町民が使うということですので、そこら辺がさっきからずっと質問があっても、そこのところが出てこないので、ちょっと不安に思って質問しているんですが、それはやっぱり使用規則、使用規程、そこらあたりを町が介在してつくるのか、指定を受けた業者が単独でするのか、そこをはっきりして。やっぱり、使うのは町民ですので、業者がだれにかわっても同じ使用条件で使えるような使用規則、規程あたりはしっかりしたものをつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

もちろん、町の条例規則にのっとって使用をしていただくということになりますので、それは管理者が町であろうと、指定管理者であろうと、同じような取り扱いをするということになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後０時　休憩

午後１時　再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

165ページの学校給食費のことでお伺いします。

現在、学校給食の、職員さんじゃないけれども、臨時の方は何名おられますかね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

現在、調理員が９名で、運転のほうが２名でございます。

○10番（山口光章君）

年々、やっぱり生徒数も減っていくわけですよね、将来的に。そういった場合のことを考えて、やはり臨時の方も減るのではないかと、そのようにも思いますけれども。

それでまた、これは給食費のことですけれども、鹿島市の場合が小・中学校、値上げしましたよね。太良町の場合はどのようなことになるかですね。

そして、もう１つは、地場の産物といいますか、太良でとれたものをなるべく使うというようなことが十分にできているのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、子供たちが減っております。ただ、給食を午前中に調理するには、どうしても人手が一気に要るものでございますので、９名、それに運転手も含めまして11名、それに栄養士も含めまして調理をさせていただいております。

それでもう１つ、アレルギーの子供たちが年々、増加といいますか、出てきておりますので、そちらのほうを専門的に調理する必要がございますので、今現在は今のままでさせていただきたいと思っております。

それから、給食費の件については、平成19年度でございましたけど、給食費の値上げについて給食運営委員会の臨時の総会をさせていただきまして、その中におきまして弁当を月に１日するとか、値上げをするとか、そういった議論をさせていただきました。

それでまず、保護者の方にアンケートをとらせていただきまして、その中の結果で給食運営委員会におきまして、小学校も200円、中学校も200円というふうなことで値上げをさせていただいております。

それで、給食費の今後の金額でございますけど、今のところ、大体この金額でできるような格好でございますので、毎年５月ごろ給食運営委員会の総会を開いておりますので、その席においてまた料金については検討させていただきたいと思います。

それから、地産地消の件でございますけれど、前にも一般質問でもあったかと思います。それで、今は給食納入組合がございます。その中に、そこの直売所からも納入していただいておりますので、そちらのほうも十分に活用させていただいております。

○８番（久保繁幸君）

町長の施策方針の中で、アシスタントティーチャーによる小学校１年からの英語教育に取り組みますということですが、今後この英語教育、週何回ぐらいされるのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩券君）

　お答えをいたします。

　このアシスタントティーチャーを本町で導入いたしました大きな理由は、全学年で週１の英語活動を実施するために１名のアシスタントティーチャーを配置したわけでございまして、23年度からは５年生、６年生については正規の科目というふうになって、必ず実施しなければならないという状況になるわけですけれども、とりあえず太良町におきましては、１年生から６年生まですべての学年で週１時間の英語活動を実施したいというふうに考えているところです。

　以上です。

○８番（久保繁幸君）

　それでは、小学１年生が週１時間、英語の勉強をして、どれくらいまでの能力を持つのかですね。もちろん、単語あたりは勉強しなきゃいかんのでしょうが、どれくらいの程度の英語教育までなさるつもりなのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩券君）

　お答えをいたします。

　小学校における英語活動というものは、先般の一般質問でもお答えをしたかと思いますけれども、外国語を聞く、話す体験を通じて、外国語ないしは外国の文化というものになれ親しませるということが目的でございまして、中学校の英語科の教科の目標といささか異なっているという状況ではございますけれども、それにしましても年間の指導計画を立案いたしておりますので、低学年、中学年、高学年と系統的なものも踏まえながら、中学校の英語教科の学力向上にも資するようなというような思いで取り組んでいるところでございますけれども、基本はなれ親しむということですから、楽しく英語活動、英語を話したり、聞いたりするという活動をやらせていくということを考えているところです。

　以上です。

○８番（久保繁幸君）

　そしたらば、読み書きはしないということですね。それで、１年生あたりから徐々に過ごさせるということですかね。

○教育長（陣内碩券君）

　おっしゃるとおりで、小学校におきまして書くという活動は、これは取り扱わないということになっているんです、基本的にはですね。ですけれども、私は個人的には、そういうことも子供が求めるのであれば、どんどんやっていいじゃないですかという話はしております。

　ですから、子供たちの興味、関心がそういうところにも向いてくれれば、どんどん取り入れて、本当に中学校の英語教科の学力向上ということに資するようなことができれば大変いいかなと、私は個人的には思っております。

以上です。

〇７番（見陣尜幸君）

149ページの節の20の扶助費ですね。要保護及び準要保護児童援護費とありますけど、これはどういうふうな援護というか、内容なのか。どういう内容で、これに値する人たちは何人ぐらいおられるのか、質問します。

〇学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

149ページの20．扶助費の要保護及び準要保護児童援助費と特別支援教育就学奨励費についてお答えいたします。

準要保護という制度は、学費面につきまして非常に厳しい御家庭を準要保護に認定させていただいております。それで、学用品費、それから修学旅行費、給食費等の援助を行っております。これは今、交付税措置になっておりますので、この分についての補助は来ません。それは、単独におきまして各市町のほうが出している金額でございまして、うちのほうは従来国が定めてある基準額相当額を、前年度の金額を新年度の金額として対応しております。

この準要保護の認定につきましては、教育委員会で認定になっております。

それで、年々でございますけれど、増加傾向にございます。平成20年度は43名でございました。そして、平成19年度も43名ですね。18年度は30名でございます。

それから、特別支援のほうでございますけれど、これは今、特別支援学級と言っておりますけど、従来は特別学級と言いまして、ちょっと文言は変わっております。

これにつきましても、適正就学委員会におきまして、少し、ちょっと厳しい能力の方を別に教育する学級でございまして、こちらのほうは国の補助がございますので、こちらのほうの金額において対応しております。

この方たちの数でございますけれど、平成20年度は13名でございます。平成19年度は14名、平成18年度13名となっております。

以上でございます。

〇７番（見陣尜幸君）

今の同じですけど、中学校のほうもわかればお願いします。

〇学校教育課長（川瀬勝芳君）

どうも済みませんでした。

先ほどの数字は、小・中合わせました人数でございます。

〇７番（見陣尜幸君）

小・中の区分、わかりますか。

〇学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

準要保護のほうは、小学校が20年度22名、中学校21名、19年度、小学校26名、中学校17名でございます。

特別支援学級のほうでございますけど、平成20年度、小学校９名、中学校４名、平成19年度、小学校10名、中学校４名でございます。

○５番（牟田則雄君）

165ページの、この給食についてですが、給食の食材、先ほど地産地消ということを言われておりましたが、何か聞くところによりますと、内部で仕事しておる方々の話を聞きますと、食材の単価あたりはどうやって決めておられるのか。非常に、太良の公共施設に納められている農産物等々が相場に比べて高いというお話をあちこちから聞くわけですよ。

それで、そういう購入するときの値段の決め方は入札でやられているのか、随意でやられているのか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

給食納入組合がございます。その納入組合のほうと価格の設定をしてもらっております。この価格につきましては、鹿島市管内の価格を参考にさせていただきまして決めさせてもらっております。

○２番（山口　嚴君）

納入組合がおられますということですが、どういう関係者ですか、まず最初。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

肉から、野菜から、調味料から、すべてでございます。年々、納入組合の会長さんはかわられておられるようですけれど、事務は商工会のほうでさせてもらっております。

○２番（山口　嚴君）

太良町の農家の人も、幾らか学校に納めるということで野菜あたりをたくさんつくっておられますが、そしたら、農家の方は全然、この価格には参加できないということになりますかね、商工会の場合は。幾らで納めるんだと商工会の人が言った後に農家が合わせて出荷する、こういう格好になるわけですかね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

農家の方と言われますと、多分、直売所に卸される方と思っております。直売所のほうの責任者の方と御協議させていただいておりますので、多分、直売所に納めたら安いとか、いろんなことがあっておるようでございます。うちのほうは、立派な最高級の材料でなくても結構でございますので、ちょっと真っすぐなっていないやつでも結構でございますので、２級品と言ったらいかんとですけど、そういったほうを納めてくだされば幸いに存じます。

○２番（山口　嚴君）

はい、わかりました。

それともう１つだけ、地産地消ということで、自給率ともにいいわけですけれども、１つですね、物すごくこう、気を使っていただきたいのは、今、農家のあたりではトレーサビリティと、こういう言葉があるんですよ、いいですか。

ということは、農産物をつくるのにどういう肥料をつくって、どういう農薬を何回やって販売しますという、もう牛あたりは生産者のボタンを押したら全部出るような、そういう格好のとがありますからね。農家の人もそれを出してくださいと言ったら出すような、今、指導体制もできております。

だから、その辺を十分気を使って、やっぱり食の安全ということも今、大分問題になっておりますので、取り組んでいただきたいと思いますけど、いま一度、お答えをお願いします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃるとおり、まず、食の安全が第一でございますので、見た目は悪うございましても、安全な食材を使いまして給食を提供させていただきたいと思います。

○８番（久保繁幸君）

お尋ねですが、適正就学指導委員会というのは、どういうふうな委員会ですか。

それと、学校支援・振興プロジェクトというものの内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

どこの市町村もですけど、毎年10月ごろになりますと、次の学年に進む場合、適正な教育を受けさせる程度といいますか、どちらがいいかというふうなことで、適正就学委員が数名おられまして、そこで議論をさせていただいております。それにつきましては、ドクターとか学校長、学校の特別支援学級担任とか入っております。その中におきまして、普通学級で教育がいいのか、それとも、もう少し別のほうの学級のほうでいいのか、または、特別な学校のほうで教育がいいのか、そういった協議をさせていただいております。

それから、支援・振興プロジェクトでございますけど、これは今、県のほうの直の事業でございます。一応、うちのほうが県の認定を受けまして、させていただいておりますけれど、学力の向上が第一でございます。それで、全国の試験があっております。これの対応と、また、町独自のテキストをつくらせていただいて、このテストを行っております。それを平成21年度は町単独でお願いしとうございます。県のほうが19年度、20年度実施させていただいておりますけれど、あと１年間どうしても必要でございますので、新規ではございますけれど、町単独でお願いしたいと思っております。

○８番（久保繁幸君）

それ、町単独でやられるという、テストの回数ね。また、学年によって違うのか。

それと、これが今年度いっぱいということですが、19、20年度が県がやったのに、21年度、どういうふうな効果があらわれるのか。

それと、今さっきの適正就学委員会委員の報酬、前年度は４人、人数は変わっていないんですが、32千円、ことしでは64千円になっているのが記してありますが、その辺はなぜそうなったのか、倍額になっておりますが。お尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

さっきの支援事業の件でございますけど、小学校におきましては、国語、算数、一応２科目をお願いしてございます。小学校２年、３年、４年でございます。それから、５年生につきましては県の試験をお願いしてございます。それから、６年生につきましては国語と算数ですね、これは全国のテストでございます。それから、中学校につきましては国語、社会、数学、理科、英語をお願いしてございます。

それから、適正就学指導委員会でございますけれど、先ほど申しましたように、ドクターが２名でございます。それから、知識経験者、これがスクールカウンセラーというふうなことで心理士でございまして、県のほうから派遣してもらっております先生でございます。この方たちにお出ししておりますので、学校の職員、校長関係はお出ししておりません。それで、昨年度は１名欠席かなと思っております。

そういったことで、当初予算は幾分余分に組んでおりますけど、年に１回開催しておりますので、欠席者がおられましたので、減っております。

○教育長（陣内碩泰君）

学校支援・振興プロジェクト事業について補足をいたしたいと思いますが、これは課長のほうから申しましたように、県の補助事業でございます。

これは、県のほうがこういう事業をするんだけれども、補助事業をやるんだけれども、手を挙げるところはないかということで、手を挙げてもらって実施したものでございますけれども、20市町ございますけれども、その中で８つの市と町が手を挙げた事業でございます。

町は、太良町を含めて２町しかございません、これに参加したのはですね。あと全部6は市でやるんですね。こういう事業を受けるについては、相当な仕事の内容もございますので、なかなか受けたがらないというのが普通のところなんですね。ですけれども、私たちとしましては、何とかこういう事業をかりて、県の補助事業でやる、県の金を使って何とか太良町の教育力向上ということに資したいという強い気持ちがありましたので、あえて手を挙げさせてもらって２年間実施をしたところでございます。

主な柱は、学力向上を１つの柱、それから、家庭・地域づくりを１つの柱と、この２本立てで実施をしたところでございまして、詳細の数字を上げることはできませんけれども、

かなりの大きな成果を得たんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、小・中が連携をした学力向上策ということで交流授業を実施しようということで、平成20年度においては、たくさんの先生方が小・中交流の授業に挑戦をしてくれていまして、公開授業をしてくれました。そういう中で、かなり小・中学校の先生方の意識が改革されてきたんじゃないかなというふうに自負しているところであります。

そういう中で、２年間の県の補助事業として実施したもので終わるのはもったいないんじゃないかと。何のためにこの事業を実施したかといえば、将来にわたって、この事業を推進していく、継続していくということのためにやるのであって、ならば、県の補助がなくても次年度に続けてやりましょうと、現場の強い要望がありましたので、それでは町の単独事業としてでも、それだけの意欲があるんだったら、ぜひ単独事業として実施しましょうというふうにして、この予算化をお願いしているところなんですけれどもですね。県のほうが、その途中で、次年度からは魅力ある学校づくり推進事業というふうに名前を変えて実施をするということがありましたので、じゃあ、それにも手を挙げようということで、今、手を挙げているところです。それに推薦されるかどうかは、まだ審議中だそうですので、わかりません。ですから、うまくいけば、これ、単独事業でお願いをしているところですけれども、県の補助事業として実施されることになるかもわからないという状況でございます。

以上です。

○８番（久保繁幸君）

今、言われたように、地域づくり、学力の向上に努力されることを念願しておきますが、今さっきのまだ、学校教育課長の適正就学委員会委員、当初の予算額で倍額になっているのは、決算額は、それは途中で休まれたのでわかりますが、当初の予算額と今年度の人数は変わらなくて何で倍になっているのかというのをお聞きしたところです。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

私の説明不足で申しわけございません。

一応、昨年度の回数を平成21年度は２倍にしております。途中でもう１回、適正就学指導委員会を開催するときがあるかなと思ってお願いしてございます。

○５番（牟田則雄君）

158ページの一番上から２番目ですね、埋蔵文化財確認調査専門員報酬（１人）で2,400千円となっておりますが、これはどういう作業をされる方で、年間大体どのくらいの仕事があっているのか。そして、７番目の賃金を、これも同じ名称で作業員賃金となっておりますが、作業員賃金は224千円で、この上の方は１人、専門員報酬ということで2,400千円て、これはえらいバランス的に考えても、ちょっと理解できないような金額になっておりますが、これは埋蔵とは、今まで世に出ていなかったいろいろなものの目ききをされる専門員みたいなものなのか。年間、これは常勤でおられるのか、そこら辺をお尋ねします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、埋蔵文化財確認調査員は専門の方でございます。大学等の社会科関係を勉学されまして、それから、試掘調査、本調査に携わっておられる方でございます。歴史的に紀元前から、それから鎌倉時代にかけての遺物が土中にありますので、そこら辺、専門的な知識を持たれた方の専門員でございます。他市町村につきましては専門の職員がいらっしゃいますけど、うちのほうは専門職がおりませんので、嘱託員として雇用させていただいております。平成19年度から採用ですので、平成21年度で期限が切れます。

それから、もう１つの賃金のほうでございますけど、こちらのほうは議員御存じのように、伊福城跡とか伊福箱崎遺跡、もう終わっておりますけど、伊福箱崎遺跡のほうはまだ今工事が出ておりますけど、そちらのほうもこの専門員のほうで本調査もして、試掘調査もしております。

それから、それに伴います土掘りといいますかね、そちらのほうの賃金というふうなことで、平成21年度は県道多良岳公園線と県道上田古里・竹崎線を地域振興策で県のほうが工事を予定しておりますので、先月、踏査をいたしまして試掘確認の調査があるということを県の文化課と鹿島の土木事務所と協議いたしまして、必要がありますので、一応この金額を計上させていただいております。

○５番（牟田則雄君）

いや、私がお聞きしたのは、これを実際作業する人はこれが220千円と。11千円にして大体20日ぐらいの仕事の日数。それに対して、この調査員みずからがそういうのを掘られて後はされたというのなら話がわかるんですが、ただ、それを掘る方は掘る方がおって、この人は見るだけでこれだけの賃金、契約がなされているのかということをちょっとお聞きしています。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

私の答弁不足でございます。

実は、他市町村には専門の職員がおりまして、数年前までは県の文化課の職員が対応させてもらっておりましたけど、県のほうの職員も人手不足というふうなことでございます。それで、市町村合併があっておりまして、うちのほうだけ正式な専門職員を雇うには非常に厳しい状況でございましたので、前町長のほうから、嘱託員で対応しなさいというふうなことでございましたので、専門員を県のほうにお願いいたしまして、嘱託員というふうなことで一応雇用をさせていただいております。

要するに、専門的な知識を持っておられますので、踏査なり、試掘調査なり、本調査ですね、そちらのほうを対応していただいておりますので、こういった月額200千円になろうかと思いますけれど、平成21年度までお願いしてございます。

○５番（牟田則雄君）

そしたら、もっとわかりやすくお聞きします。

これ、そしたら、今まで来てもらったとは大体、年間平均で何日ぐらいになりますか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

嘱託員でございますので、丸一日であれば16日以内となっております。それから、勤務時間を１日６時間にいたしますと18日ぐらいになるかと思っております。

○５番（牟田則雄君）

いや、その見積もりじゃなく、過去何年かもうされておるわけでしょう。ことし初めてですか。もし過去にあっておったら、過去何日、これに携われたのか、お聞きしておるんです。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

平成19年度から１年間契約で勤務していただいております。20年度も１年間ですね。月額、この金額でいきますと200千円になります。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと補足します。

今、伊福の国道の件でちょっと話が出たと思いますけれども、あれは県の事業ですね。あそこに文化財の跡、何かこう、灯篭とかなんとかあったわけですけれども、あそこの試掘調査した場合は、調査費ということで県で一応、これは支出は町で予算を組んでもらわんばいけんですけど、歳入では県から入ってくっとですよ、委託料で。

ということと、この賃金が今、牟田議員が224千円ぐらいということですけれども、これは人夫さんです。人夫さんを何名か雇う賃金ですね。人夫さんたちで試掘をしていただいて、それを確認するとが、この専門の文化財の専門員がおらにゃいけんと。報告書を出さんばいけんわけですよ。

これは、普通、地盤がありまして、掘り下げるとは、この調査を受けんばいけんとですけれども、盛り土、埋め込みについては調査せんでよかとですよ、そのまま残るということで。だから、掘削の分はもう全部、県やろうが、国道やろうが、全部この調査を受けにゃいかんということと、もう１つ、今、課長が言いよったですけれども、専門員も、とにかくうちが職員として入れれば、ごっといこの仕事なかですね。だから、もったいないもんですけんが、もう嘱託という形をとらせていただいておるというふうなことでございます。

以上です。

○６番（川下武則君）

163ページの町体育協会補助金が1,100千円なんですけど、これの内訳はどうなっていますか。

実は、もう４月に、もう来月は４月入ってですよ、町民体育大会もまた開催されると思いますので、昨年、ある部落が不参加ということで、町長のほうにはぜひとも区長会のほうにお願いして全区が参加できるようにお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えいたします。

先ほどの川下議員の体育協会補助金の関連で町民体育大会のことを言われたようなんですけれども、町民体育大会の委託料については一応800千円を組んでおります。

今、参加のことについては、これまで南糸岐のほうは、ずっとここ10年以上ぐらい参加がありませんでしたので、極力、参加要請についても参加をしていただきますようにということで進めて、お願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○６番（川下武則君）

昨年もお願いしたかと思うんですけど、できれば商品をちょっとアップできないか、それをお尋ねします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

この町民体育大会委託料の800千円の範囲内で、少しはいいものがあれば考えていきたいというふうに思っております。

○８番（久保繁幸君）

その項で県民体育大会の委託料が減額になっておりますよね。その内容は何で減額になったのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

県民体育大会については、７市７会場持ち回りでありまして、今回の県民体育大会は武雄、杵島の周辺で開催されますので、その派遣費がちょっと、交通料がありますので、その分で今回の委託料は少なくなったということでございます。

○８番（久保繁幸君）

参加種目が減ったということじゃないんでしょう。

○社会教育課長（寺田恵子君）

減ったということではございません。今回も19種目、392人の派遣を予定いたしております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○５番（牟田則雄君）

今、またきょうもこの体育大会の参加のことについての問い合わせがあっておりますが、去年、多分、蕪田のことを今言われたと思うんですが、蕪田の区民からもくれぐれもという

ことで言われて、もうこれは公民館長にも後々お願いしたことですが、町民体育大会は強制なのか、自主参加なのか、そこのところをはっきりしてもらって、そして、蕪田は何か私が個人的にそれを不参加に導いたようなことをここの本会議場でも言われておりますので、それは決してありません。それは区で決まったことで。

しかも、蕪田だけが何か不参加やったようなことをここの本会議場で盛んに議論をされましたが、そこのところは後で聞いてみますと、もう蕪田よりも以前から、かなりの部落の数が不参加をされてきておったということですので、質問があったときは、やっぱりぴしっと正確にそういうところまで含めて担当課の課長は答弁していただくように、ぜひお願いします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

前の議会のときに、不参加、参加されなかったところというのは蕪田だけはなくて南糸岐もありますよというようなことはお答えをしたつもりでおりました。ほかには不参加のところはありませんのでですね。南糸岐と、前回はたまたま蕪田のほうが事情で参加できないということがありましたので、そういうつもりでおりましたけれどもですね。

今後、町民体育大会については強制はできません。自主参加ということになりますけれども、町を挙げてのやっぱり一大イベントと。子供から高齢者までの参加をする一大スポーツイベントとして町の主催でしておりますので、よかったら、もうぜひ参加をしてくださいということでお願いをしているところでございます。

○５番（牟田則雄君）

今、南糸岐と言われましたが、南糸岐という区は多分ないでしょう。南糸岐の中でも何部落かあるでしょう、区名が。そういう区名をはっきりと何区ということを言っていただかないと、南糸岐で十把一からげで言われると、何か１部落しか不参加じゃなかったというふうな受け取り方を皆さんがされますので。蕪田も蕪田だけじゃないわけですよ。蕪田・柳谷で出よったわけですよ。

それで、この前の質問のときは、蕪田ということで限定されて質問をされて、そういう今の課長の答弁の仕方によりますと、蕪田・柳谷と正確に答弁をいただいて、しかも、その部落で言うなら部落のその中にも、南糸岐の中にもかなりの部落数がありますので、正確に何部落が不参加でした、それに加えて蕪田・柳谷も不参加でしたということを答弁していただかないと、何か限定して、発言する人も限定して発言する、答弁する人も限定して答弁するということなら、もうはっきりとそこだけに限定したような誤解を町民の方に招きますので、そこら辺は慎重に答弁のほうはお願いしたいと思います。

○社会教育課長（寺田恵子君）

申しわけございません。南糸岐と申しましたのは、当初から嘉瀬ノ坂、板ノ坂、御手水あ

たりが南糸岐として１チームとして参加をしていただいておりましたので、南糸岐と申し上げたものでございます。

また、先ほど蕪田と言いましたけれども、蕪田のほうも柳谷と一緒にチームを組んで蕪田・柳谷チームとして参加をしていただいておりましたのでですね。そこら辺は、部落名を言わなかったのが私としてはちょっとあれでしたけれど、当初、南糸岐として参加をしていただいておりましたので、そういうふうに申し上げました。

○７番（見陣条幸君）

142ページの１の報酬で、昨年は外国語指導助手というとが載っていたんですけど、ことしはちょっと載っていないもので、先ほどから小学校にも英語の話が出ていましたけど、外国語指導助手報酬というのをちょっと取り除いたのは、その結果が出なかったのか、それとも、ほかのところに回して外国語の指導を行っているのか、そこら辺をお聞きします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

ＡＬＴの件かと思いますけど、平成20年７月まででございまして、20年８月からちょっと採用を見送っております。

これにつきましては、先ほど教育長のほうから答弁ありましたように、アシスタントティーチャーでもある程度対応可能かなということでございました。それで様子を見ながら、できましたら、また平成22年度採用するか、そこら辺は次の段階でのアシスタントティーチャーを見ての対応かなと思っております。

○７番（見陣条幸君）

そのアシスタントティーチャーですけど、主要事業のほうには、小学校のほうには英語活動とか載っていますけど、中学校のほうには英語のほうは載っていないんですよ。中学校のほうには特別に外国語、英語か何か指導する人を置いているんですかね。

○教育長（陣内碩条君）

お答えをいたします。

当初、このアシスタントティーチャーというのは、最初導入するときには小学校の英語活動として小学校２校に２名の人員を配置した状況でございましたけれども、大変この人たちがよくやってくれて、これは大変有効な人材配置だということで、中学校のほうからも中学校にもぜひ欲しいという要望が大変高くございましたので、中学校にも教科として、それじゃ、どういう教科がいいんだということの話をしましたところ、現場からは、やはり英語のアシスタントティーチャーのほうが要望だと、そういうことでございましたので、中学校にも各１名の者を英語で配置をしているところでございます。

この人たちの功績は大変大きかったんじゃないかなというふうに私は思っております。すべての授業で、このアシスタントティーチャーが入って、２人で授業を実施することができ

るチームティーチングという手法で指導ができるという点で、大変効果が上がっているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

なおまた、この英語の授業だけでなくて、いろんな校務分掌等も持っておりますので、生徒指導であるとか、もろもろのそういう学校の分掌事務等についても役割を果たしてくれているんじゃないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○２番（山口　嚴君）

145ページですね。ちょっと教育で聞きなれない、後継者育成給付金というのがありますが、その中に漁業研修推進協議会負担金、そしてまた、後継者育成給付金ですね。この内容説明を最初、お願いします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

145ページの負担金の漁業研修推進協議会負担金と後継者育成給付金についてお答えいたします。

唐津にございます唐津高等水産講習所のほうに、中学校、高校なり卒業された後、入所されます。それで、太良町も漁協がございますので、こちらの会員になっております。その分につきましての負担金でございます。

それから、給付金のほうでございますけど、入学された方に給付する制度になっておりますので、予算を組む段階ではちょっと希望がないというふうなことでございましたけど、先月、唐津高等水産講習所のほうから御連絡が入りまして、大浦のほうから２名、願書が出されておるという連絡を受けました。そういったことで今、ここには１名しか予算を組んでおりませんけれど、６月の補正で追加をお願いしとうございます。平成17年から一名も入所者があっておりませんでしたけれど、非常にいい後継者ができると思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、歳入全般の質疑に入ります。

第１款．町税、29ページから、第20款．町債、54ページまでの審議をいたします。

質疑の方ありませんか。29ページから54ページです。

○９番（末次利男君）

歳入全般のことについて、当初予算資料に基づいて質問をしたいと思います。

今回、前年対比６％の増という4,871,000千円の予算編成がなされておりますけれども、その中で、やはりこの増額の理由として、歳入の中で交付税の伸び、それから、国庫支出金、県支出金の伸びというのが、いわゆる依存財源の伸びによって非常に、この増減が、我々町財政における命綱的存在なんですよ。それが伸びて、いわゆる投資的経費にも結構の伸び率というので住民サービスができると思いますが、今回、交付税の伸びの理由として、いわゆ

る基準財政需要額の見直しと備考欄に書いてありますけれども、この基準財政需要額の伸び、その算定の率が上がったのか、新たな算定基準が設けられたのか、その辺からちょっと質問をしたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

当初予算資料の３ページに、普通会計の歳入の状況で、地方交付税のところで備考に基準財政需要額の見直しということで、ここに掲載をいたしておりますけれども、１つは借り入れ、全体的に国のほうが地方交付税、こういう経済情勢の折に経済対策等も考えながら地方の財源不足に対応しようということで地方交付税の伸びを計上されているということ。それが対前年度で2.7％程度増額をしているということ。

それと、以前、一般質問かで出ておりましたけれども、雇用対策関係の分で地方交付税の中に１つ項目として算入をされたということ。

それと、今回、私どもの21年度の当初予算におきましては、いろんな投資的需要等が中期財政計画に基づいた事業計画でたまたま21年度、大分伸びてきたということで、対前年度に比較して所要額が増額したということで、一般財源としての地方交付税を当初から計上をいたしたということでございます。

以上です。

○９番（末次利男君）

ちょっとこれ、質問が悪かったですね。いやいや、ことし、当然、前年対比102,000千円、地方交付税だけで増額がされているわけですけれども、今、説明を受けましたが、この備考に基準財政需要額の見直しという、もちろん額の見直しによって増額をしたわけですから。その理由は、いわゆる基準財政需要額のその算定基礎になる部分が、その率が上がったのか、その額そのものが上がって積み上げられて、この額になったのか、そこがどうなったのか、お尋ねをしております。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

普通交付税の中で、基準財政需要額の中ではいろんな単位費用がございますけれども、その単位費用につきましてはふえた分もあるし、減った分もあるというようなことで、いろいろそれぞれふえたり減ったりしているということと、地域雇用創出推進費ということで、先ほど申しました部分が73,000千円ほど計上を新たにされたということ等で、これだということではございませんけれども、全体的にふえたということでございます。

以上です。

○９番（末次利男君）

わかりました。

それと、この歳入、今、国ももちろん第２次補正と平成21年度予算、それと与謝野大臣から言わせると、さらに10兆円規模の景気対策をやるということも言われておりますが、この21年度予算、これはもう成立しておるわけでして、今議会でも議論をされました定額給付金の問題と地域活性化基盤創造交付金、この問題は、この表をいただいておる中で117,000千円の事業を明示化、明確化されておりますけれども、いろんなメニューを今回組み合わせて総額74兆円規模ぐらいの景気対策をやると、国は豪語しておるわけですよ、政府・与党はですね。

そういった中で、生活に具体的な景気対策としても定額給付金だけでなく、いろんな形で示されております。それと、地方にも具体的に示されておる中で、２項目だけは大体予算書の中に入れてあって、もちろん、これはもう決定しておるわけですからですね。

そういった中にも、太良町で、例えば、今回、家計を助けるために住宅ローンの減税、これはもう控除額が最大6,000千円まで控除するとか、あるいはバリアフリーの改修事業には10％税額控除するとか、それから、個人の土地譲渡所得に10,000千円まで課税から控除するとか、いろんなこともあるわけですよ。もちろん、第２子以降の子供とか、あと、そういったもろもろの、地方においても、いわゆる景気対策というのが盛り込まれて、恐らくはもう明示されていると思うんですよ。21年度予算はもう通過しておるわけですから。そういったものに対する歳入、いわゆる町に対する歳入見込みというのは全く考えておられないのか。その点についてはどうですか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

この予算が11月に編成をお願いして、12月から査定を行ったということで、国の対応が定額給付金、地域活性化・生活対策臨時交付金にしろ、とにかく年度末になってから、押し迫ってから、もうほとんど予算も編成し上がって、そういうような中から新年度に計上した予算を３月補正に回したりとか、そういう事務方の事情もございまして、平成21年度につきましてはそこまで景気対策という感じで、いろんな形で景気対策の分を入れることができなかったというかですね。ある程度は入っているわけですけれども、まだ国のほうがどういう形でという、その要綱等も決まっていないような状況もございましたので、今回は、その部分についてはちょっとはっきりとは言えませんけれども、そういう漏れもあったのかなというふうに感じております。

それで今、平成21年度の国の当初予算の追加補正ですね、景気対策の補正というようなことも考えられておりますので、それがいつの時点で発表されるか、確定されるか、それによって６月補正、９月補正という補正もあり得るのかなというふうに考えております。

以上です。

○５番（牟田則雄君）

今のに関連したことですが、町の行財政改革プランは交付税が減ることを前提として組まれましたね。町村合併のときに、もうどんどんどんどん毎年減っていくということで、それをもう減るということを町民の皆様にも、もう確実に減るという説明をどこでもされたわけですよ。

そして、それを前提に改革プランも組まれて、実際は毎年、もう減るどころかふえているということは、これは国からそういう指導があったのか、県からあったのかわかりませんが、当時としては今、この交付金についてはもう見通しが違ったということの認識はあられますか、どうですか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

その行財政改革の折に、交付税については多分マイナスの5.5％ということで当時、中期財政計画の国のほうの試算がマイナス5.5％というようなことを公表されておりました。それで、県のほうからもそういう文書も参っておりました。

それで、こっちとしては、交付税がどれぐらい減るのか、多分減るだろうということは、その当時は当然減ってくるだろうという認識でありましたけれども、どれぐらい減っていくのかということについては全然情報がなかったということで、15年から16年に普通交付税が極端に減ってきたということで、各市町村も慌てふためいて、いろんな合併とかいう論議も特に盛り上がったわけですけれども、そういう状態の中でどれぐらいの交付税の伸びになるか、全然見当がつかなかったということで、あえて5.5％のマイナスということでシミュレーションをしたということで、あくまでも、そのお話の中では確実に5.5％減るとかいう言葉は一切使っておりません。あくまでも、その前提ということでシミュレーションをした場合はこうなりますよということで、今現在の数値と、こういう減ってきたとを比較して、こういうふうになるだろうということでお示しをしていただけであって、確実にこうなるということを私としてはもう一切言っておりません。

以上です。

○９番（末次利男君）

47ページですね、財産収入についての見通しをお尋ねしたいと思いますけれども、この財産収入は運用収入と売払収入、この２つに分けられると思いますが、これが全く、１つの項目的に１千円ということで、いわゆるこれは予定が未定という意味から、こういう立て方とされていると思いますけれども、要するに、野崎の分譲地にしても、公有地、いわゆる遊休資産の売却等も公示されておりますが、なかなかやっぱり今の現状、非常に状況が厳しい中で販売促進をしろということはもう酷な話ではあるとは思うことは前提として質問をしたいと思いますけれども、そういった町長の政策にも掲げられております定住とリンクして、あるいは、そういったきのうからの補正で、木材の提供といいますか、そういったものも絡め

て、こういった販促活動を積極的にやっぱりしないと、なかなかいつまでたっても完売にはならんとやないのかなという感じがするわけですよ。そういった中で、その対策としてはどのように考えられているのか。

それと、基金の管理。基金収入あたりはどのような見通しをされているのかですね。基金利子ですね。

２つ、とりあえず質問いたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

野崎分譲住宅でございますけれども、今現在、３月３日に１区画販売ができたということで、今現在は23区画中６区画がまだ残っているという状況でございますけれども、この議会が終わって、また公有財産有効活用検討会というのを庁内でもう１回持ちまして、今後、公有地について、野崎分譲地を含めてどういうふうにするか。野崎分譲地についても条件等もございますので、それをどこまでさらに緩和できるか、そこら辺を検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

実は、旧警察署の跡も売りに出しました。しかし、応募がなかったというふうなことで、個人的に、もう少し安うすっぎにゃ来っとばってんというごたことの申し入れはあったわけです。しかし、やはり今ばたばたして町もじゃあ手放さんばならん時期かというふうなことで、そこら辺、今課長が答弁したように、あと、公有財産検討委員会の中でそこら辺は十分議論していかにゃいかんだろうというふうなことで考えております。

以上です。

○会計管理者（坂本　豊君）

お答えします。

今の基金の管理状況ですけど、２月末で一般会計で4,083,530千円。そのうちに決済預金で2,928,874千円、定期預金456,075千円、そして、国債が７億円で資金運用をしております。それで、新年度になってからまた、各金融機関に照会を出して、利率の照会を受けて検討して、どういう形で持っていくか、していきたいと思っております。

○９番（末次利男君）

いや、後段の基金利子についてでありますけれども、それは今から話す、もちろんこういう御時世ですから、非常に不確定という分野が多いということは思います、そういうふうにですね。そういった中で、安全かつ効率的な運用をしなきゃならないということで、非常に苦労されているということは思っておりますけれどもですね。大体の見込み、予算というのは見込みで立てているわけですから、１千円というのはあり得んはずですよ。

そういうことで、ある程度の見込み、これはもう相場で上がったり下がったり、これもするわけですから、わかりますけれどもですね。それがどれぐらいを見込まれているのかね。決済預金と定期預金と、あるいは国債が大体のところはわかるはずですよ。そいけん、そういうことはどれぐらい見込まれているのかなということで質問をしたわけです。

それと野崎分譲地についても、大体、上段、下段、２段あって、皆さん、いいとこどりをずっとしてこられたわけですね。それで、要するに悪かところは残っておって、逆を返せばですね。そういうことも言われんことはなかわけですよね、確かに。

そういうことも１つの、もうここに来れば勘案事項にもなるのじゃなかろうかなという感じがしますし、もう少し、例えば、買い方についても何年間かで分割払いというですかね、そういったものも考えられんことはなかろうし、いろんなことを考えながら、やっぱり販売促進、販促活動というのは心がけていかんと。それはもともとは町有地やったっじゃけん、売れるやろう売れぬやろうよかくさんたというぐらいでは、これはもう初期の目的も10年、今たって、そういう状況ですので。

今、答弁の中でも１件売れたということは、これは非常に努力の結果だろうと思いますが、そういったことも含めて御検討いただければと思います。

〇町長（岩島正昭君）

今、議員おっしゃるとおりに、財政課長にはもう結局、１年で買うて３年以内に家をつくれとか、２年以内に家をつくれとはちょっと無理ぞということで、土地の分割払いですね、２年か３年、そこら付近の検討もしてみんかということは指示をいたしておりますから、もうそこんたいは分譲土地の払い下げ、協議会の中で、今後、これに限らず、あとの町有地の問題、あれも、さっき副町長が申しましたとおりに、ちょっとあんまり高かということで、その区画自体が台形状になっておるということと利用価値がないと、場合によっては、もういっときすっぎ下がっとやなかかという話も出ておりますから、とりあえずそこら付近も、今後、検討事項で協議をしていきたいと、かように思っております。

以上です。

〇12番（木下繁義君）

46ページの、この財産収入の土地建物貸付収入で3,314千円上がっておるわけですが、これに関連して、竹崎のほうに今、大元産業という施設がありますが、ここの収入も入っておるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。ちょっとお尋ねします。幾ら入りよるか。

〇財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

当然、大元産業株式会社の分も、貸付地の貸付料ということで421,440円歳入をされております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

この件でですね。今、非常にカラスやトビやヒヨドリ等が増加して、千菜畑の人たちが困るわけ。もう豆も何も、芽の出た途端、全部食べてしまうというふうなことでございます。

そこで、私もたまたま行き合ったんですが、夜中に大型車にテントも何も張らんでむき出しで持ってきておるわけですよ。そして、早泊のほうに行く道路があるでしょう、あそこに駐車して、そして、夜が明けて従業員が来てから家の中に運ぶと。その間に、やはり犬とかなんとかが、もう全部、骨のついたままくわえて、やっぱり民家のほうにも犬なんかが持ってきている状況は私も確認をしておりますもんね。

そいけん、ぜひテントを、シートを張って持ち運びをするように。それからまた、管理といいますか、もう野放しですもんね。あそこに行ったら、もうカラスと何ともう、そりゃ本当、黒うなっとるとですよ。その辺の指導はできんものですかね、ちょっとお尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

一応、会社のやり方ということもありますので、そういった犬、猫等が置いていらっしゃるような品物に寄ってきよるということであれば、杵藤保健所のほうに私たちのほうからも手配しまして、そして、保健所のほうから指導いただくような方法をとりたいと思っております。

○２番（山口　嚴君）

ちょっと済みません。土地の貸付収入ということでお聞きします。

大元が420千円ということですけど、大きいのから５件ぐらいでいいですから、最初そっちからお願いします。それと、この単価を決めるときの基本、何でそのくらいの単価になったのか。２件。

○財政課長（大串君義君）

大きいのから５件ということでございますが、並び順は大きいのほうから並べておりませんので、ちょっと申し上げにくいということですけれども、１つは有明海漁連のたら支所でガソリンスタンドがそこのところにありますが、そこの貸付収入が1,045,440円。そして、先ほど申しました大元産業が421,440円。それと、広江の埋立地に工事ヤードとして貸し付けをしているところがございますけれども、20年度に引き続き21年度もということでございますので、そこの部分が449,320円。それと、太良町森林組合ですね、あの敷地を405,230円。それと、商工会305,780円。以上５つですね。

そして、基準ですね。基準は、佐賀県の、普通財産の貸し付けということで県の計算基礎というのがございます。それに基づいて算出をしているということで、固定資産の評価額をもとにある程度の、相続税等の各地区の相続税の倍率とかいうとを掛けまして、時価という価格を決めて、その価格に対して100分の５を掛けて、そして、12分の１、一月分に直して、

そして計算をしているということでございます。

以上です。

○２番（山口　嚴君）

そしたら、一番近いところで森林組合の面積ですね。それともう１つ、伊福にカキを小さく販売している、そこの面積と単価。森林組合は455千円ということですが、伊福のところの借り上げの単価、そこ２件。

○財政課長（大串君義君）

森林組合の貸付面積は1,318.77平米でございます。

それと、伊福のカキの部分は、ちょっと普通財産じゃなくて、多分、道路敷じゃなかったかなというふうに思いますけれども。（「単価はいいです、面積だけ」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

99平米です。（「わかりました。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、これで平成21年度一般会計の歳入歳出それぞれの質疑を終了しましたが、歳入歳出全般と給与明細書、170ページから、町債調書、185ページまでの総括質疑を許可します。

暫時休憩いたします。

午後２時20分　休憩

午後２時33分　再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○総務課長（岡　靖則君）

午前中の平古場議員の質問について、消防署から、若干お尋ねしましたので、お答えいたします。

救急車で搬送されて病院に行っても、そこで先生の指示でほかの病院に転送してくださいということになれば、救急車はその場で待っておいて、ほかの病院に転送されるということでしたので、一応御報告までしておきます。

○議長（坂口久信君）

それは、他県でもしかりね、総務課長。

○総務課長（岡　靖則君）

一応、先ほど小長井町の事例を言って消防署に言いましたら、一応そういうことをするということで報告がありましたので、事情がわかりませんけれども、一般的な事情です。

○12番（木下繁義君）

総括で１点だけお尋ねしたいと思います。もう、１点で限定します。

125ページの、この路線の問題に関連して、県道竹崎・上田古里線の舗装は増田建設がとられて、３月から４月に入っての事業がされるというようなことを伺っておりますが、現在今、舗装中のその事業の完成が大体４月いっぱいになるかと思います。それから、その後の道越に入るまでの地権者が２名かいらっしゃる、それとの交渉の結果は、どのような結果になっておるのか。

それからまた、21年度についての、この振興策の事業ですね。竹崎・上田古里線の、その事業の内容がおわかりであったらお願いいたしたいと思います。

以上です。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、舗装工事の件でありますけど、２月26日に入札が終わりまして、私は20年度事業として３月いっぱいで終わるのかなと思っておりましたら、繰り越しをされているみたいで、工期が５月１日までということになっております。それで、受注されました業者のほうから、片側交互通行ですけど、通行どめが４月25日まで出ておりますので、舗装工事については４月25日までで終わると思っております。

次に、交渉結果については、ちょっと済みませんけど、把握しておりません。その先の分ですね。21年度事業につきましては、予算額が80,000千円、一応工事費として県は組んでおるというふうに聞いております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

その土地地権者との交渉は聞いておらんということは、県が交渉しよっとですかね。やっぱり、そのほうが地元としても大変考えて心配していらっしゃるようでございますので、町とか、その関係地区の区長さんたちはタッチせんでもいいのか、その辺いかがでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この事業は県営事業でありますので、県のほうで交渉はされております。

私が昨年の４月から建設課のほうに来ましたけど、現在まで、その交渉について県のほうから、どういうふうに行っているのか、20年度の４月から現在までについてはそういうことは行っていないと思っておりますけど、詳しくは県のほうに聞いてみないとわかりません。

○12番（木下繁義君）

あなたの説明じゃ、そういうことでしょうけど、今までは、地区の区長さんとかあたりが再々に御相談に行ったという経緯があるわけですが、おたくが課長になられてから、そうい

ったことがないということでしょうが、それで進捗状況はいいんじゃろうか。

町長、その辺はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私が建設課長、あと横における副町長も建設課長をしたわけでございますけど、一番当初が私の建設課長当時で、県と同行しまして部落の説明会も行っております。土地の説明会も測量の了解をいただいて、ある程度図面ができた時点で土地の地権者も寄っていただいて説明をしたというふうな経緯がございます。

ただ、最終的にですよ、ある程度地権者が了解をいただけば、建物とか用地の契約に入ると町は入れんとですよ。結局、もう公表されんということで。そいけん、県の職員と地権者との話の中ですよ。

だから、国道も伊福地区は再三行ったですけれども、最終的にはあそこの４軒か、立ち退きがあったんですけど、幾ら契約して幾らで支払っておるということは全然もう私どもはわかりません。いざ契約に入る時点までです。

以上でございます。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

実は、私もその前１年間、建設課長としまして、土木事務所が工事を発注してから地権者の方から業者がとめられたということがありまして、そのときは土木事務所から私のほうに相談があって、地元として協力してくれんかというふうなことがありましたので、私もその地権者の方へ、区長さんとかもお願いしながら相談に行った経緯もございます。

以上です。

○６番（川下武則君）

関連なんですけど、実はきのう、私も学校のほうの評議員会があって、父兄さんのほうからできるだけ早く舗装工事を終わらせてもらいたいというか。というのが、４月９日に入学式があるものですから、その入学式前には何とかきれいにならんとですかということを言われたんですよ。

それでこれ、もうお願いなんですけど、とられた増田建設のほうに建設課長のほうが出向いていって、なるべく入学式に間に合うように舗装、道路のほうは無理でも歩道のほうだけでも、もし早目にできたらお願いしてもらったらいかがものかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

そうですね。増田建設のほうに、工事にいつぐらいからかかるのかとか、そういうちょっと予定を聞きまして、今議員がおっしゃられたとおり、お願いはしてみたいと思っております。

○１番（所賀　廣君）

お尋ねします。

環境水道になろうかと思いますが、主要事業の一覧表で連番27になりますが、小規模水道施設整備事業費補助金ということで3,000千円。これ、説明として、波瀬ノ浦地区の配水管取りかえ工事に対する補助というふうに書いてあります。平成21、22、23年度の３カ年事業となっておりますが、これはもともとの配水管というのは町が布設した配水管なんでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

3,000千円の波瀬ノ浦地区の補助金ですけれども、今回、波瀬ノ浦地区から今使っていらっしゃる配水管を布設がえするということで補助金をお願いしますということで申請する予定であられます。

配水管につきましては、旧配水管は部落のほうでやられております。それについて、うちのほうの補助金要綱に基づいて配水管施設設備につきましては50％の補助をするということになっておりますので、それを使いまして50％、今回ですね。これが大体２年計画ぐらいで波瀬ノ浦地区が予定されてあります。それで、総事業費が大体16,000千円ということでお聞きしておりまして、それの半分、8,000千円が補助になります。それを一発で単年でうちのほうがお支払いすることを、ちょっと財政のことを考えますとできませんので、部落のほうも工事は２カ年ぐらいの計画で行う予定ですので、うちのほうも２カ年か３カ年かで補助金をお支払いするということでお願いしておる状況でございます。

以上です。

○１番（所賀　廣君）

もともと部落がつくられたやつに補助金が出るわけですが、これは太良町独自の町営水道という運営でした場合には、それだけのコストがかなりかかるというふうなことなんでしょうか。それとも、もう今までしてこられたということで、そのまま波瀬ノ浦に委託というですか、管理をしていただいているということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

波瀬ノ浦地区につきましては、部落営水道ということで、当初から部落単位で行っている水道施設です。波瀬ノ浦地区の方が申されるのは、水も豊富にあるので町営水道に移管するつもりもないし、従来どおりの波瀬ノ浦で運営していくというようなことでございました。

以上です。

○１番（所賀　廣君）

部落にお任せすれば、管理面で行き届かん部分があっとやなかかなという感じがします。

もちろん、上水、簡水の場合は滅菌タンクを置いて、ちゃんと菌を滅ぼすというふうな役目で滅菌機が据わっていると思いますが、その辺の水質管理については十分行き届いているか。また、その辺の管理立ち会いといいますか、水質管理立ち会い等はちゃんと水道課のほうから出向いてやっておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

水質検査等につきましては、滅菌設備も町が指導した滅菌設備を設置されておりまして、水質検査等についても部落独自で行っておられますので、今は安全な水を使っていらっしゃるということは私たちも認識しております。

以上です。

○７番（見陣桊幸君）

収入の29ページの法人のところですね、去年が165法人がことしは173法人ということで８法人ふえていますけど、漁業とか農業とか聞きますけど、各分野、どういう分野が法人、ふえているんですかね。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

法人の増減の業種別の増減については、現在把握しておりません。

○７番（見陣桊幸君）

そしたら、後で教えてもろうてよかですか。後でもわからん。

○税務課長（桑原達彦君）

173法人を業種別に分類するのに、相当時間がかかると思いますので。

○７番（見陣桊幸君）

去年からことしまでふえた分の８法人だけでいいですから。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

８法人を全部分類して増減がありますので、173の分を業種ごとに分類をして、その分の増減を出す必要がありますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。後ほど資料作成をしたいと思います。

○９番（末次利男君）

予算書の169ページ、公債費について質問いたします。

今回、公債費についても、元金、利子ともに前年対比でかなり安くなっており、非常にいいことであると思います。

したがって、公債費比率も若干ですけれども、12.2％と下がっておりますが、その中で私も疑問に思っていることをちょっと１つ質問しますけれども、平成16年から地方交付税の削

減ということが言われまして、そのかわりになるという、代替といいますか、臨時財政対策債というのがずっと財源的に使われておりますけれども、この問題も平成19年度で終わりじゃないかなという話もなった中で平成20年度も145,000千円という臨時財政対策債が載っておりますし、これはもちろん財源不足分を補う役割をしておりまして、100％の交付税対象ということですが、臨時財政対策債の起債償還の分の100％を交付税充当するということで、これは公債費に入っているのか、あるいは次なる起債額に対しての相殺で臨時財政対策債交付されるのか。公債費に一応組み入れるんですかね、起債の返済する分は。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

元金、利子については、臨時財政対策債についても含んでおります。

ただ、その元金、臨時財政対策債に係る100％の分ということで、普通交付税の中に公債費という枠がありますので、そこに算入をされているということでございます。

○６番（川下武則君）

前、ふるさと応援基金というのがあったと思うんですけど、寄附金というのが。それは全然上がってきていないみたいなんですけど、全然問い合わせもないですかね。お尋ねです。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

歳入では、一応１千円ということで、とりあえず科目設定はしておりますけれども、町報でも第１号者の御紹介はしましたが、一応、県のほうからも随時、その後、ふるさと応援寄附金はどういう状況かということでですね。最近は、この定額給付金の問題が非常に惹起されて、ちょっと忘れ去られているような感じもしますけれども、３月12日現在で４件の方が実はもう既に寄附金として納入手続をしていただいております。４件で総額850千円、私どもはそういうふうな形で把握しております。

○５番（牟田則雄君）

主要一覧のこの、きのうもお聞きしたんですが、家庭用の合併槽の、これは補助金額はわかりますが、大体太良町で設置されている事業総額ですね。１基つけるとに総額は幾らぐらいかかっているか、わかりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

基数にしまして、平成20年度がまだ確定ではありませんので、平成19年度で言わせてもらいます。基数にして347基。補助金額としましてはですね……。（「いや、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○５番（牟田則雄君）

そういうことじゃなく、私も場合によっては自分のうちに設置しようかと思っているもの

で、１基当たり大体事業費がどのくらい、今、あちこち条件はいろいろあって違うとは思うんですが、大体このぐらい１基の事業費がかかりますかというとを聞きよるとですよ。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員、こういうことでしょう。例えば、５人槽で１基当たり幾らばかり事業費がかかるか、８人槽で幾らばかり、標準的にということでしょう。（「はい。設置するときの費用です」と呼ぶ者あり）

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平均で言わせてもらいますと、大体１基当たり1,200千円前後がかかるとは思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

それでは、審議も十分尽くされましたので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第19号　平成21年度　太良町一般会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後２時55分　散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　　坂　口　久　信

署名議員　　　平古場　公　子

署名議員　　　牟　田　則　雄

署名議員　　　川　下　武　則